

令和7年度業務実績 自己評価報告書

令和8年6月30日
独立行政法人自動車事故対策機構



目 次

令和7年度 年度評価 項目別評定総括表	1
(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)	
1-1 安全指導業務等	2
指導講習、適性診断の充実・改善	
民間参入の促進	
運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	
国の安全対策への貢献	
1-2 被害者援護業務	18
治療・看護の充実	
知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備	
介護料の支給等	
自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等	
貸付、精神的な支援の実施	
債権管理・回収の強化	
1-3 自動車アセスメント情報提供業務	40
効率的・効果的な試験・評価の実施	
わかりやすい情報提供	
(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	
2-1 業務改善の取組	
2-1-1 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	53
2-1-2 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進	54
2-1-3 外部評価の実施、公表	58
2-2 業務のデジタル化及びシステムの最適化	59
3-1 財務運営の適正化	63
3-2 自己収入等の拡大	65
3-3 保有資産の見直し	67
3-4 短期借入金の限度額	68
3-5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	69
3-6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	70
3-7 剰余金の使途	71
4-1 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	73
4-2 施設及び設備に関する計画	82
4-3 人事に関する事項	
4-3-1 人事に関する計画	85
4-3-2 人材の活用・育成	87
4-4 自動車事故対策に関する広報活動	95

様式 1－1－3 中期目標管理法 人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項								
安全指導業務等		B	B	B	A			
指導講習、適性診断の充実・改善		B	B	B	B		1－1	
民間参入の促進		A	A	A	A		1－1	
運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着		B	B	B	B		1－1	
国の安全対策への貢献		B	B	B	A		1－1	
被害者援護業務		B	B	A	A			
治療・看護の充実		B	B	B	A		1－2	
知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備		B	B	A	A		1－2	
介護料の支給等		A○	A○	A○	A○		1－2	
自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等		B	B	A	A		1－2	
貸付・精神的な支援の実施		B	B	B	B		1－2	
債権管理・回収の強化		B	B	B	B		1－2	
自動車アセスメント業務		B	B	A	A			
効率的・効果的な試験・評価の実施		B○	B○	A○	A○		1－3	
わかりやすい情報提供		A	A	A	A		1－3	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、7年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

中期計画（中期目標）		年度評価					項目別 調書No.	備考
		4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項								
効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		B	B	B	B		2－1－1	
一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進		B	B	B	B		2－1－2	
外部評価の実施、公表		B	B	B	B		2－1－3	
業務のデジタル化及びシステムの最適化		B	B	B	B		2－2	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項								
財務運営の適正化		B	B	B	B		3－1	
自己収入等の拡大		B	B	B	B		3－2	
保有資産の見直し		B	B	B	B		3－3	
短期借入金の限度額		－	－	－	－		3－4	
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		－	－	－	－		3－5	
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		－	－	－	－		3－6	
剰余金の使途		－	－	－	－		3－7	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項								
内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		B	B	B	B		4－1	
施設及び設備に関する計画		B	B	B	B		4－2	
人事に関する計画		B	B	B	B		4－3－1	
人材の活用・育成		A	A	A	A		4－3－2	
自動車事故対策に関する広報活動		A	A	A	A		4－4	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1	安全指導業務等 指導講習・適性診断の充実・改善、民間参入の促進、運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着、国の安全対策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：16 自動車事故の被害者の救済を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号、第2号及び第9号
当該項目の重要度、困難度	・民間参入の促進【困難度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188－3

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度					4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
指導講習受講者数	—	2,861回 111,127人	3,114回 109,225人	2,926回 107,641人	2,647回 106,083人	2,331回 109,249人					予算額（千円）	2,485,000	2,656,000	2,756,883	3,185,793	
指導講習（基礎・一般）受講者数	—	109,952人	107,965人	106,358人	104,824人	108,024人					決算額（千円） ※注1～注3	2,385,723	2,566,544	2,697,294	3,023,903	
適性診断受診者数	—	418,490人	418,371人	415,969人	420,920人	441,288人					経常費用（千円） ※注1～注3	3,094,380	3,228,203	3,568,308	3,752,672	
適性診断（一般、C付、初任、適齢）支所内受診者数	—	263,312人	263,937人	264,034人	270,704人	287,637人					経常利益（千円） ※注1～注3	78,770	118,604	▲18,467	699,923	
一般診断受診者数	—	234,437人	231,178人	216,586人	211,895人	215,955人					行政コスト（千円）	3,094,588	3,228,434	3,568,625	3,753,007	
一般診断支所外受診者数	—	138,921人	137,733人	134,774人	132,414人	135,870人					従事人員数 ※注4	319	333	332	336	
一般診断支所外受診率	中期目標期間の各年度において55%以上	59.3%	（計画）55%以上 （実績）59.6%	（計画）55%以上 （実績）62.2%	（計画）55%以上 （実績）62.5%	（計画）55%以上 （実績）62.9%										
達成度	—	118.6%	108.4%	113.1%	113.6%	114.4%										

	指導講習テキスト頒布数	中期目標期間の最終年度までに 250,000冊以上	65,774冊	(計画) 50,000冊 (実績) 61,243冊	(計画) 50,000冊 (実績) 63,022冊	(計画) 50,000冊 (実績) 68,035冊	(計画) 50,000冊 (実績) 68,897冊								
	達成度	—	243.6%	122.5%	126.0%	136.1%	137.8%								
	指導講習講師要件研修参加者数	—	83人	110人	109人	124人	96人								
	指導講習民間参入事業者数（年度末事業者数）	—	140者	141者	148者	156者	154者								
	貨物軽自動車安全管理者講習受講者数	—	—	—	—	5,536人	97,980人								
	ナスバネット提供数	中期目標期間の最終年度までに 260,000件以上	60,615件	(計画) 52,000件 (実績) 64,884件	(計画) 52,000件 (実績) 72,384件	(計画) 52,000件 (実績) 80,299件	(計画) 52,000件 (実績) 88,448件								
	達成度	—	—	124.8%	139.2%	154.4%	170.1%								
	カウンセラー要件研修参加者数	—	40人	41人	31人	30人	37人								
	適性診断民間参入事業者数（年度末事業者数）	—	120者	121者	128者	134者	137者								
	安全マネジメント評価実施事業者数	—	21者	56者	58者	62者	60者								
	安全マネジメントコンサルティング実施件数	—	11件	11件	12件	14件	15件								
	講師派遣実施件数	—	309件	438件	489件	544件	626件								

	ガイドラインセミナー実施回数、参加人数	—	113 回 1,822 人	107 回 1,741 人	107 回 1,624 人	93 回 1,359 人	94 回 1,424 人								
	リスク管理（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	98 回 1,199 人	85 回 1,046 人	86 回 955 人	76 回 844 人	70 回 858 人								
	内部監査（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	88 回 1,000 人	85 回 972 人	90 回 1,027 人	74 回 868 人	70 回 864 人								
	防災マネジメントセミナー実施回数、参加人数	—	15 回 548 人	37 回 643 人	31 回 400 人	29 回 397 人	27 回 516 人								
	安全マネジメントセミナー参加人数	—	—	—	702 人	778 人	1,252 人								
	危険予知トレーニング教材頒布数	—	1,181 部	486 部	317 部	909 部	568 部								
	貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数	—	276 件	236 件	231 件	232 件	199 件								
	貸切バス適正化事業への協力件数	—	13 件	18 件	17 件	13 件	8 件								
	自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度（講習）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.55	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.55	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.53	（計画） 4.00 以上 （実績） 4.58								
	達成度	—	—	113.8%	113.8%	113.3%	114.5%								
	自動車運送事業の運行	中期目標期間の年度毎	—	（計画） 4.00 以上 （実績）	（計画） 4.00 以上 （実績）	（計画） 4.00 以上 （実績）	（計画） 4.00 以上 （実績）								

	の安全確保に関する活用度（診断）	に 4.0 以上		4. 65	4. 61	4. 63	4. 62									
	達成度	—	—	116. 3%	115. 3%	115. 8%	115. 5%									
	自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度（事業者）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 33	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 35	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 44	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 32									
	達成度	—	—	108. 3%	108. 8%	111. 0%	108. 0%									
	自動車運送事業の運行の安全確保に関する活用度（貨物軽）	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	—	—	—	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 49									
	達成度	—	—	—	—	—	112. 3%									
	運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する活用度	中期目標期間の年度毎に 4.0 以上	—	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 70	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 63	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 66	(計画) 4. 00 以上 (実績) 4. 70									
	達成度	—	—	117. 5%	115. 8%	116. 5%	117. 5%									

- ※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「安全指導業務等」の実績額（安全指導業務等全体の実績額）を記載。
- ※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。
- ※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
- ※注 4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						安全指導業務等の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 （A4点×2項目＋B3点×2項目）÷4項目=3.50 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点としている。		
	① 安全指導業務等が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図る等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図	① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等(注1)による支所以外での一般診断受診者の割合を中期目標期間の各年度において55%以上とする等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向	① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。 あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等(注1)による支所以外での一般診断受診者の割合を55%以上とする等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向	<主な定量的指標> ・一般診断支所外受診率 ・自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度 <その他の指標> ・適性診断受診者数 ・指導講習受講者数 ・指導講習の開催数 <評価の視点> ・全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会が提供され	<主要な業務実績> 1) 安全指導業務実績 安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者数の総数は、109,249人（前年度106,083人）、適性診断受診者数の総数は、441,288人（前年度420,920人）となった。 全国の支所において、基本的な感染症対策に取り組みながら、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供した。 なお、令和7年度においても「対面方式」による指導講習に加え、引き続き指導講習受講者の受講機会の拡大、利便性の向上を主目的として、令和2年11月から開始した「動画視聴方式」による指導講習を開催状況等の見直しを行いつつ、多頻度で開催し、2,331回（前年度2,647回）の受講機会を提供した。 また、国土交通省より指導講習認定機関あてに発出されている「指導講習の内容をICT機器により自動で配信する場合の取扱いについて」に準拠し、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化に寄与するため、「eラーニング方式」による指導講習「eナスバ」を通年で開催し、eナスバによる受講者数は、16,631人となった。 適性診断については、引き続き、支所での実施に加え、事業者への適性診断機器の導入促進及び貸出機器の利用促進を図ることに	<評価と根拠> 評価：B ・全支所において、一律かつ質の高い指導講習及び適性診断の受講・受診等の機会を提供し、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度において4.00以上（指導講習：4.58（対計画値114.5%）、適性診断：4.62（対計画値：115.5%）、事業者：4.32（対計画値：108.0%））の評価を得た。 ・貨物軽自動車運送事業者を対象とした貨物軽自動車安全管理者講習の活用度において4.00以上となる4.49の評価を得た。 ・関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等も考慮し、指導講習テキストを製作し、指導講習に	評価	

	る。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。 【指標】 ・指導講習受講者数（平成29から令和2年度までの平均受講者数：122,272人） ・適性診断受診者数（平成29から令和2年度までの平均受診者数：	上と業務運営の効率化を図ります。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とします。 （注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。	す。 また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上とします。 （注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。	ているか。 ・指導講習教材の改定が適切になされているか。 ・非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図っているか。 ・インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が55%以上確保されているか。	より、受診機会の拡大に努めるとともに、効率的なカウンセリングを実施するため、集団カウンセリングを実施する際の留意点や好事例の周知などを行い、集団カウンセリングの普及促進に努めた。 2) 指導講習教材の改定 指導講習テキストに国土交通省が推進する「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。 また、関係法令の改正に応じて、最新の法令を指導講習テキストに掲載した。 3) 非対面・遠隔方式による指導講習・適性診断の充実 ① 「動画視聴方式」による指導講習の開催継続 コロナ禍における受講機会の確保及びデジタル技術の活用を推進を図るため、受講方式の選択肢を増やし、利用者の利便性の向上に寄与すべく、令和2年度より全国において提供している「動画視聴方式」による指導講習を積極的に開催した。 なお、開催にあたり、支所内の適性診断ブースを活用して実施するなど、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,327回（基礎講習：74回、一般講習1,253回）実施し、29,053人（基礎講習：2,279人、一般講習：26,774人）が受講した。 ② 「eラーニング方式」による指導講習の開催継続 ICT技術を活用し、ユーザーの利便性の向上に寄与するとともに、非対面による受講機会の提供を図るため、eラーニング方式による指導講習であるeナスバを開催し、16,631人（基礎講習：8,387人、一般講習：8,244人）が受講した。 ③ 遠隔カウンセリング実施体制の推進 ICT技術を活用した「遠隔カウンセリング」について、令和7年度においても継続的に普及促進に努めるとともに、習熟度を向上させ、突発的な事象により対面でのカウンセリングの実施が困難となった場合においても遠隔にて実施するなど、適性診断受診者の利便性向上に寄与した。	において周知・啓発を行った。 ・非対面・遠隔方式による指導講習・適性診断の充実を図る取組として「動画視聴方式」による指導講習の開催を継続するとともに、新たにICT技術を活用した「eラーニング方式」による指導講習、eナスバによる指導講習受講機会の提供開始、遠隔カウンセリング実施体制の推進等、普及促進を図った。 ・昨今のインバウンド消費や電子商取引の増加による外国人事業者又は運転者の増加に的確に対応するため、速やかに対応可能な各種資料の多言語化などについて対応し、外国人受診者の理解促進を図った。 ・ナスバネットを適切に管理し、契約事業者等において24時間365日受診できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値55%を上回る62.9%（対計画値：114.4%）の一般診断支所外受診率を達成した。 以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、全国に存在する自動車運送事業者等に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供していく。 ・ICT技術を活用することによ
--	---	---	--	---	--	---

	455,698 人)				4) 支所以外での一般診断の受診促進 契約事業者等に対する一般診断の利用促進を図り、ナスバ支所以外での一般診断受診率55%の目標に対して62.9%(対計画値：114.4%)の実績を達成した。 契約事業者に対しては、ナスバネット(ナスバのインターネットを活用した適性診断システム)の利用によるメリット等の情報提供を行った。 ・ 自社において24時間365日いつでも適性診断ができること。 ・ 過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止に一層効果的であること。これらの情報提供により、契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。 5) 外国人受診者への対応充実化 貨物軽自動車運送事業者の増加等に伴う外国人事業者又は運転者への適性診断に対する理解を促進させるため、ナスバホームページへの掲載をはじめ、各種資料を多言語化するなど、内容の充実強化に努めた。 6) 自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度 全支所において、一律かつ質の高い指導講習・適性診断を提供するための参考情報とすべく、指導講習受講者・適性診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を実施するとともに、貨物軽自動車運送事業者に対してもアンケート調査を実施した。それぞれ以下のとおり4.00以上の評価を得た。 【指導講習】4.58(計画値：4.00、対計画値：114.5%) 【適性診断】4.62(計画値：4.00、対計画値：115.5%) 【事業者】4.32(計画値：4.00、対計画値：108.0%) 【貨物軽自動車運送事業者】4.49(計画値：4.00、対計画値：112.3%)	り、一層のユーザーの利便性向上と業務運営の効率化を進める。特に、貨物軽自動車運送事業者に対する安全対策が強化され、安全管理者講習の受講及び適性診断の受診に係る猶予期限が迫っていることから、貨物軽自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な受講・受診を提供する。 ・ これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献の方法を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行うことなどにより、安全指導業務の一層の充実を図る。	
--	------------	--	--	--	---	---	--

		評価		評価	
② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に向けた支援を行う。 また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット（適性診断システム）提供数 260,000 件以上とする。 【指標】 ・ 民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数（平成 29 年度	② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。 また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに指導講習用テキスト頒布数 250,000 冊以上、ナスバネット提供数 260,000 件以上とします。	② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。 また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、指導講習用テキスト頒布数 50,000 冊以上、ナスバネット提供数 52,000 件以上とします。	＜主な定量的指標＞ ・ 指導講習テキスト頒布数 ・ ナスバネット提供数 ＜その他の指標＞ ・ 指導講習講師要件研修参加者数 ・ カウンセラー要件研修参加者数 ・ 指導講習民間参入者数（年度末事業者数） ・ 適性診断民間参入者数（年度末事業者数） ＜評価の視点＞ ・ 民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。 ・ 他の認定機関による安全指導業務の質を維持するための取組がなされているか。	＜主要な業務実績＞ 1） 民間参入希望団体等のニーズに応じた認定取得支援 認定取得に必要な要件研修の実施時に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成 28 年度より要件研修終了後、希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を行った（参加者 6 者、8 名）。 2） 認定取得に必要な要件研修の実施等 ① 認定取得に必要な要件研修の実施 民間参入希望団体等に対して、要件研修を以下のとおり行った。 【指導講習】 ・ 第一種講師要件研修 5 回開催、延べ 63 者 96 名。 【適性診断】 ・ 第一種カウンセラー要件研修 3 回開催、延べ 34 者 37 名。 ② 教育訓練の実施 他の認定機関に対する研修を以下のとおり行った。 【指導講習】 ・ 第一種及び第二種講師研修：2 回開催、延べ 7 者 15 名。 【適性診断】 ・ カウンセラー教育・訓練：14 回開催、延べ 32 者 59 名。 ③ 指導講習テキスト・ナスバネットアプリケーションソフトウェアの提供 指導講習を実施する他の認定機関に対し、指導講習テキストを 149 者に 68,897 冊頒布（基礎講習用テキスト 21,623 冊、一般講習用テキスト 47,227 冊、特別講習用テキスト 47 冊）し、適性診断を実施する他の認定機関に対しては、124 者に対し、ナスバネット 635 台分のアプリケーションを提供するとともに、88,448 人（一般診断：17,334 人、初任診断：45,163 人、適齢診断：24,734 人、特定診断Ⅰ・Ⅱ：1,217 人）分の測定を提供	＜評定と根拠＞ 評定：A ・新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、ナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応するなど、認定取得に向けた支援を着実に実施した。 ・他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及び「カウンセラー教育・訓練」を行うとともに、計画を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を行った。（指導講習教材の頒布：68,897 冊頒布（計画値 50,000 件、対計画値 137.8%）、ナスバネット提供数：88,448 人（計画値 52,000 件、対計画値 170.1%） 以上により、民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、年度計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に寄与したと判断し、A 評価とするものである。

	から令和 2 年度までの平均参加者数:72 者(112 人)) ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均参加者数:39 者(50 人)) ・指導講習参入事業者数(令和 2 年度末の参入事業者数:137 者) ・適性診断参入事業者数(令和 2 年度末の参入事業者数:117 者) 【難易度:高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。				した。 ④ 安全指導業務の質の維持 他の認定機関の安全指導業務の質の維持が図られるよう平成 27 年度より毎年 5 月に、各主管支所において「指導講習認定機関連絡会」を開催している。令和 7 年度については、143 者に対して指導講習テキストの内容や法令改正等のポイントを教示した。 また、その際に、認定機関から講習等に関する質問を受け付けており、認定機関に対するフォローアップを適切に実施している。 3) 民間参入の状況 上記取組等の結果、令和 7 年度において、指導講習 3 者、適性診断 7 者が国土交通省の認定を受けた。 なお、令和 7 年度末現在における認定機関の総数は、指導講習 154 者、適性診断 137 者となっている(いずれもナスバを除く)。		
--	---	--	--	--	--	--	--

		評価	評価
③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務等において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。	③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。	③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。	＜主な定量的指標＞ ・自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度 ＜その他の指標＞ ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・安全マネジメントコンサルティング実施件数 ・講師派遣件数 ・ガイドラインセミナー実施回数、参加人数 ・リスク管理（基礎）セミナー実施回数、参加人数 ・内部監査（基礎）セミナー実施回数、参加人数 ・防災マネジメントセミナー実施回数、参加人数 ・安全マネジメントセミナー参加人数 ・危険予知トレーニング教材頒布数 ＜評価の視点＞
③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務等において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。 また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。 これらの施策を実施すること	③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。 また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。 これらの施策を実施すること	③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。 また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構（ISO）の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO39001）に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。 これらの施策	＜主要な業務実績＞ 1) 安全マネジメント業務に係る取組 安全マネジメント業務については、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組を実施した。 ① 運輸安全マネジメント評価事業 自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているか等、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへの支援を行うナスバ運輸安全マネジメント評価を実施した。 【実績】60 事業者（前年度 62 事業者） ② 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣 ・安全マネジメントコンサルティング 自動車運送事業者等が抱える問題点等を的確に把握するとともに、最良のプランを提示し、それを確実に実施できるようサポートを行うことで、自動車運送事業者等における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを各所で実施した。 【実績】15 件（前年度 14 件） ・講師派遣 自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるため、講師派遣を各所で実施した。 【実績】626 件（前年度 544 件） ③ 安全マネジメント関係講習会 安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者を対象に「ガイドラインセミナー・リスク管理（基礎）セミナー・内部監査（基礎）セミナー・防災マネジメントセミナー・リスク感受性向上セミナー」を開催し、
＜評価と根拠＞ 評価：B	・全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメント評価、コンサルティング、講師派遣の実施、安全マネジメント関係講習会等の開催を通じて、運輸安全マネジメントの浸透・定着に取り組んだ。 ・受講者・事業者に対する5段階評価の調査における自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度についても全体的な評価の平均で4.70（計画値：4.00以上、対計画値：117.5%）の評価を得た。 以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・自動車運送事業者の大多数を占め、かつ、安全管理体制の構築が発展途上であると思料される中小規模事業者を中心に、安全マネジメント関係講習会等の受講を促すとともに、トップセールスや当該講習会等の機会を捉え、運輸安全マネジメント評価や安全マネジメントコンサルティング、講師派遣等を紹介するなど、あらゆる機会を通じ、運輸安全マネジメントのより一層の定着・浸透に係る取組を推進する。 ・動画視聴方式の導入に伴う職員の講義機会の減少を要因		

	ト業務の一層の充実・改善を図る。 これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とする。 【指標】 ・安全マネジメント認定セミナー受講者数（平成29年度から令和2年度までの平均受講者数：4,361人） ・運輸安全マネジメント評価件数（平成29年度から令和2年度までの平均事業者数：8者） ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数（平成29年度から令和2	により、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上を目指します。	を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、4.00以上を目指します。	・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。	経営者等に対する情報提供や先進的な取組の紹介等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図った。 ・ガイドラインセミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説した。 【実績】94回1,424人（前年度93回1,359人） ・リスク管理（基礎）セミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発・未然防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。 【実績】70回858人（前年度76回844人） ・内部監査（基礎）セミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして全国で開催し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法といった、内部監査を実施するために必要な知識など、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行った。 【実績】70回864人（前年度74回868人） ・防災マネジメントセミナー 国土交通省から認定を受けたセミナーとして、令和4年度から全国各地において開催し、「運輸防災マネジメント指針」の解説及び自社の防災対策チェック・災害リスクの分析手法を取得するためのワークショップを行った。 【実績】27回516人（前年度29回397人） ・リスク感受性向上セミナー 国土交通省が運輸安全マネジメント評価で把握した中間管理者層の力量が事故	とした講師力量の低下への対応として、経験豊富な職員が運輸安全マネジメント評価や関係講習会を実施する際、業務経験が浅い職員を立ち合わせることで、経験を積む機会を提供する等のOJTに取り組む。	
--	---	---	---	--	---	---	--

	年度までの平均事業者数：27者)				の増減に係るものの、自動車運送事業者において中間管理者層を育成する仕組みが構築されていない傾向にあるとの課題に対して、中間管理者層の力量（気づく力・報告する力・伝える力）の向上を支援すべく、令和5年8月より本セミナーを全国の主管支所において開催し、自動車運送事業の現場に存在する具体的な安全上のリスクについて、参加者が自ら考える参加型の研修を実施した。 【実績】37回 520人 (前年度 32回 569人) ④ ナスバ安全マネジメントセミナー 運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組に活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告を主体とした、「ナスバ安全マネジメントセミナー」を例年、東京で開催している。 令和6年度に引き続き、対面方式での実施に加え、オンラインによる配信方式を実施するハイブリッド形式のセミナーとして開催した。オンライン配信により、これまで遠方のため参加が困難であった受講者の参加が可能となった。本セミナーにおいては、ナスバ業務の両輪となる事故防止と被害者支援のさらなる連携強化の観点から、自動車事故被害者・遺族団体より講師を招き、特別講演を依頼した。 【来場者】1,252人（会場：544人、オンライン：708人） (前年度 778人。会場：329人、オンライン：449人) ⑤ ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材の頒布 リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレー		
--	------------------	--	--	--	--	--	--

					ニング教材の頒布を行った。 【実績】 568 部（前年度 909 部） 2）ISO 39001 の管理・運用の取組 ISO/TC241（ISOに設置された専門委員会）において開発が進められていたISO 39004（ Good practices for platform providers）の規格案について、ISO 39001に係る国内審議委員会事務局として、国内審議委員会の下に設置されている専門委員会において検討を実施し、国内審議委員の了承の上、ISO/TC241に対して日本の意見を提案した。 3）運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度 運輸安全マネジメント評価事業者・安全マネジメントコンサルティング実施事業者・安全マネジメント関係講習会受講者に対し、アンケート調査を実施し、それぞれ4.00以上の評価を得た。 【安全マネジメント業務平均】 4.70		
--	--	--	--	--	---	--	--

				評価	
	④ 近年の高齢運転者による重大事故の発生等を踏まえ、国においては、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化を図ることから、機構としては国の安全対策への対応として、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施する。 また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施する。	④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。 また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。	④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。 また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。	＜主な定量的指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 1) 高齢運転者による事故防止対策等に寄与する新たな適性診断の測定項目の研究開発 高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、引き続き、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を実施した。具体的には、研究用のテスト機材をもとに蓄積したデータから、新たな測定項目の妥当性や信頼性、実用性の検証を行った。
				＜その他の指標＞ ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数 ・貸切バス適正化事業への協力件数	2) 「貨物軽自動車運送事業者の安全対策強化」による事故防止対策の実施 近年のEC市場の拡大等に伴い、貨物軽自動車運送事業者における死亡・重症事故が増加していることを踏まえ、令和7年4月1日に施行された改正貨物自動車運送事業法等により、貨物軽自動車運送事業者に対する新たな事故防止対策の義務付けに先行して、令和7年2月1日より事故防止対策の一つとして新設された「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」をeラーニング方式（eナスバ）により開始した。加えて、国土交通省が実施した貨物軽自動車運送事業者への新たな事故防止対策に関する周知活動に同調し、ナスバホームページにおいても新たな事故防止対策及び貨物軽自動車安全管理者講習の受講開始について周知するとともに、同講習の受講に係る周知用チラシを作成して関係機関等へ配置を依頼するなど、新制度の周知を図った。 令和7年度においては、前年度における新制度の周知を継続しつつ、貨物軽自動車運送事業者等の求めに応じ、新たな事故防止対策等の説明会における周知活動、貨物軽自動車安全管理者講習の受講に際し、貨物軽自動車運送事業者等からの電話やメールによる新制度に関する問い合わせの対応を強化するなど、新制度の周知活動を拡大するとともに、貨物軽自動車安全管理者講習を継続して実施したことにより97,980人が受講し、運行管理及び事故防止に関する知識の習得を図
				＜評価の視点＞ ・高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めているか。 ・安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施されているか。 ・関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取	＜評価と根拠＞ 評価：A ・高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たな適性診断の測定項目について、高齢運転者の事故防止の観点から研究データを収集、分析・検証を行うとともに必要な研究開発を着実に進めた。 ・国の貨物軽自動車運送事業者に対する新たな安全対策の導入に基づき、登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の第1号として、事業用自動車の安全な運行に不可欠な知識の習得を図るため、令和7年2月より貨物軽自動車安全管理者講習を実施するとともに、新制度の周知活動を実施することにより、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施した。同様に、令和7年度においても新制度の周知に関する取り組みを強化するとともに、継続して貨物軽自動車安全管理者講習を実施したことにより大幅に受講者数を増加させ、事故防止に関する知識の習得を図ることで国の事故防止対策に大きく貢献した。また、登録貨物軽自動車安全管理者定期講習実施機関の第1号として機関登録を受けたため、今後は貨物軽自動車安全管理者定期講習の開講に向けた取り組みを着実に進めていく。 ・貸切バスの事業許可更新制導入に伴い設定された要件「前回許可時から更新申請時ま

	を実施する。			組に対して支援がされているか。	ることで事故防止対策を実施した。 また、令和6年11月1日付けで国土交通大臣あてに登録申請を行っていた貨物軽自動車安全管理者定期講習についても、令和7年12月26日付けで「登録貨物軽自動車安全管理者定期講習実施機関」の第1号として、国土交通大臣の機関登録を受けるとともに、令和8年度中の開講を目指し準備を進めている。 3) 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」への支援 貸切バス事業の更新制度の導入において、行政処分を受けた事業者が更新を行う際、運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けられたことから、ナスバでは、運輸安全マネジメント評価に柔軟に対応し、対象となる貸切バス事業者に対する運輸安全マネジメント評価を53件実施した。(前年度：60件) 4) 関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組に対する支援 ① 公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス制度)」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を実施することで、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。 【実績】199件(前年度：232件) ② 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、同機関からの要請に応じ、適正化指導員としてナスバ職員を派遣した。 【実績】8件(前年度：13件) 5) 「事業用自動車総合安全プラン 2025」への貢献 ① 本プランの事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等に関する内容を掲載し、指導講習において周知・啓発を図った。	での間に行政処分を受けた場合は、更新許可申請時までに認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けること」に迅速に対応し、積極的に評価の提供を行った他、全国の支所より「貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス制度)」及び「一般貸切旅客運送適正化実施機関」への要員派遣を通じて、国の「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」へ貢献した。 ・「事業用自動車総合安全プラン 2025」の事故削減目標に向け、指導講習テキストに本プランの重点施策内容である「ICTを活用した事故防止」、「健康管理を通じた高齢運転者への事故防止」等の内容を掲載し周知を行った他、高齢運転者に対する適性診断の提供により、加齢による身体機能の変化、運転行動への影響を認識していただくなど、同プランの事故削減目標への取組を進めた。 以上により、eナスバをはじめ、新たな取組みを着実かつ適切に実施し、安全指導業務の裾野の拡大に大きく寄与したことなど、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・高齢運転者の事故防止対策として、これまでに大学機関と連携し実施した研究開発の結果を踏まえ、引き続き、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測	
--	---------------	--	--	------------------------	--	--	--

					② 65 才以上の事業用自動車の運転者等に対して行う適齢診断を 80,514 人（前年度 77,010 人）に実施し、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を行った。 ③ 本プランのフォローアップの場である「事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会」において、「超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策」等、ナスバの安全指導業務の取組を報告した。	定項目の検討を進めるとともに、現行適性診断の刷新に向けた取組を継続し、次世代適性診断システムの開発を着実に進める。 ・貨物軽自動車運送事業者の事故防止対策として、引き続き貨物軽自動車安全管理者講習を実施するとともに、新たに貨物軽自動車安全管理者定期講習の開講に向け、準備を着実に進めていく。 ・運輸安全マネジメント評価を担う安全評価員や、その候補者の確保及び育成のため、引き続き力量の維持・向上を図る。 ・貸切バスの事業許可更新を予定する事業者に対して、引き続き運輸安全マネジメント評価など必要な業務及び情報提供を実施する。	
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－2	被害者援護業務 治療・看護の充実、知見・成果の普及促進 在宅介護への支援、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備、介護料の支給等、自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等、貸付・精神的な支援の実施、債権管理・回収の強化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号～第6号
当該項目の重要度、困難度	・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【困難度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ・療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【困難度：高】 療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）が高い）も進んでいるため。 ・介護料の支給等【重要度：高】 介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。 ・介護料の支給等【困難度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188－1、188－2、188－3

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
入退院時ナスバスコア	中期目標 期間の年 度ごとに	－	（計画） 12.5点以上 （実績）	（計画） 12.5点以上 （実績）	（計画） 12.5点以上 （実績）	（計画） 12.5点以上 （実績）				予算額（千円）	8,776,000	9,851,000	9,666,474	12,260,055	

	の平均値の差	12.5 点以上		11.4 点	12.9 点	12.7 点	14.6 点									
	達成度	—	—	91.2%	103.2%	101.6%	116.8%				決算額（千円） ※注 1～注 3	8,766,308	8,848,397	9,221,859	9,850,491	
	療護施設への入院希望者の待機期間	—	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月	平均 3 ヶ月				経常費用（千円） ※注 1～注 3	8,889,192	8,972,979	9,415,612	9,992,773	
	日本脳神経外科学会等における研究発表件数	中期目標期間の年度毎に 55 件以上	47 件	(計画) 55 件以上 (実績) 58 件	(計画) 55 件以上 (実績) 66 件	(計画) 55 件以上 (実績) 67 件	(計画) 55 件以上 (実績) 70 件				経常利益（千円） ※注 1～注 3	▲90,793	579,185	176,941	▲327,214	
	達成度	—	142.2%	105.5%	120%	121.8%	127.3%				行政コスト（千円）	9,211,632	9,324,242	9,847,762	10,476,172	
	短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数	—	3 人	18 人	16 人	30 人	32 人				従事人員数 ※注 4	319	333	332	336	
	重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションが受けられる受託病院の設置箇所数	—	—	—	3 ヶ所	4 ヶ所	4 ヶ所									
	訪問支援実施率、実施人数	前年度末介護料受給資格者数に対する実施割合 70%以上	86.7% 4,091 人	(計画) 70%以上 3,266 人 (実績) 88.3% 4,120 人	(計画) 70%以上 3,259 人 (実績) 86.2% 4,011 人	(計画) 70%以上 3,196 人 (実績) 86.5% 3,949 人	(計画) 70%以上 3,154 人 (実績) 87.0% 3,920 人									
	達成度	—	133.3%	126.1%	123.1%	123.6%	124.3%									
	新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数	新規介護料受給資格認定者に対する実施割合 100%	98.2%	(計画) 100% (実績) 100% 120 人	(計画) 100% (実績) 100% 91 人	(計画) 100% (実績) 100% 103 人	(計画) 100% (実績) 99.2% 125 人									

	介護料受給者との交流会実施回数	50 回以上 (全支所 年 1 回以上)	50 回	(計画) 50 回 (実績) 53 回	(計画) 50 回 (実績) 56 回	(計画) 50 回 (実績) 54 回	(計画) 50 回 (実績) 55 回									
	達成度	—	110.0%	106.0%	112.0%	108.0%	110.0%									
	介護支援効果に関する評価度	中期目標 期間の年 度毎に 4.39 以上	4.47	(計画) 4.39 (実績) 4.44	(計画) 4.39 (実績) 4.43	(計画) 4.39 (実績) 4.42	(計画) 4.39 (実績) 4.41									
	達成度	—	101.8%	101.1%	100.9%	100.7%	100.5%									
	調査票回収率	—	59.7%	54.7%	64.7%	60.6%	63.8%									
	介護料支給実績（受給者数、支給額）	—	4,815 人 3,894 百万円	4,780 人 3,843 百万円	4,729 人 3,810 百万円	4,680 人 3,766 百万円	4,647 人 4,267 百万円									
	新規認定者数	—	109 人	120 人	91 人	103 人	126 人									
	短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額	—	1,072 人 51 百万円	1,087 人 53 百万円	1,159 人 58 百万円	1,130 人 61 百万円	1,126 人 58 百万円									
	コーディネーター養成研修修了者割合	中期目標 期間の最終年度までに令和 2 年度末全体職員の 50%以上	21%	(計画) 令和 2 年度末全職員数の 27%以上 (実績) 28.7%	(計画) 令和 2 年度末全職員数の 33%以上 (実績) 45.0%	(計画) 令和 2 年度末全職員数の 39%以上 (実績) 51.8%	(計画) 令和 2 年度末全職員数の 45%以上 (実績) 56.5%									
	達成度	—	105.0%	106.3%	136.4%	132.8%	125.6%									
	コーディネーター養成研修修了者数	—	7 人	25 人	55 人	26 人	23 人									
	ホットラインの相談件数	—	1,512 件	1,166 件	1,610 件	1,291 件	1,026 件									
	在宅介護相談窓口における相談件数	—	1,065 件	989 件	763 件	648 件	1,195 件									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						被害者援護業務の評定：A 【細分化した項目の評定の算術平均】 （A4点×3項目＋A4点×1項目×2＋B3点×2項目）÷（6項目＋1）＝3.71 ⇒算術平均に最も近い評定は「A」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。		
	① 自動車事故による遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。 また、療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」と	① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注2）、プライマリーナーシング（注3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）（注4）」を用いた治療改善度の活用等により、	① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注2）、プライマリーナーシング（注3）及び「施設及び設備に関する計画」（別紙2）に基づき整備する高度先進医療機器等の活用により質の高い治療・看護を実施します。 （注2）「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限	<主な定量的指標> ・ナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差 <その他の指標> ・療護施設への入院希望者の待機期間 <評価の視点> ・各療護施設において、ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高	<主要な業務実績> 1) 各療護センターにおいて、個々の患者に即した治療計画を作成し、高度先進医療機器（MRI、PET等）を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等によるきめ細かい質の高い治療・看護を実施した。 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組を実施した。 ①岡山療護センターにおいて核医学画像診断装置（SPECT）、中部療護センターにおいて陽電子放出断層撮影装置（PET-CT）を更新した。 ②療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、従来の治療、看護等に加えて、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携し共同研究を行うとともに、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。 各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等の定期的な開催など、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。	<評定と根拠>評定：A ワンフロア病棟システム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等、きめ細かい質の高い治療・看護を実施するとともに、治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行った。さらに、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、電話等による事前訪問調査といった弾力的な運用を引き続き実施し、待機期間の短縮に可能な限り努めた。 また、事故直後から慢性	評価	

	いう。)においても、他の療護センター及び委託病床（以下「療護施設」という。）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。 ② 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～回復期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善を行い、ガイドライン等の策定に向けた検討を行う。 さらに、一貫症例研究型委託病床における知見・成果の普及を図るとともに、遷延性意識障害に精通する脳外科医等の育成を図る。 ③ 早期の治療開始が効果的	医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 また、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策や、今後に可能性のある東北療護センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際し、引き続き質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備をします。 （注２）「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を１つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 （注３）「プライマリーナーシング」とは、１人の患者を同じ看護師が入院から退院	にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。 （注３）「プライマリーナーシング」とは、１人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている ② 大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)（注４）」を用いた治療改善度の活用や療護看	い治療・看護が実施されけるとともに、大学等研究機関等との連携強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。 ・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。 ・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。 ・千葉療護センターの老朽化対策に際して、利用者等からのニーズを踏まえた検討が行われている	③また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成 26 年度から療護施設看護の一環として一部の療護施設で実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術の向上を図った。 ④「遷延性意識障害度評価表(ナスバスコア)」を用いた治療改善度について分析し、令和 8 年 5 月に公表。分析の結果、平成 17 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 20 年間に退院した患者(1,249 人)並びに令和元年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 5 年間に退院した患者（282 人）のいずれにおいても、入院時ナスバスコアに対し、退院時ナスバスコアの減少が認められたほか、入院時ナスバスコアの重症度別にみた場合も、ナスバスコアが減少するなど、治療改善効果を確認した。 過去 5 年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコアの変化と各種要因との関連においては、「受傷から入院までの期間が短いほど改善が良好な傾向である」「入院時年齢が高い患者においても、ナスバスコアの減少がみられる」等が示され、この結果を過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。 3) 令和 7 年 10 月に療護センター長等会議、9 月に看護部長等会議、10 月にリハビリ担当者会議、11 月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議を開催し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、きめ細かい質の高い治療・看護を実施した。 4) 藤田医科大学病院に設置している「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和 2 年 12 月に拡充し、引き続き、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目	期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」については、臨床研究を更に推し進めるため、令和 2 年 12 月に拡充し、引き続き、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取組を行っている。また、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。 千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」で取りまとめられた報告書を基に、既存課題や自動車事故被害者等のニーズを踏まえた対策等、最適な機能強化の検討を行うとともに、必要な予算を確保した上で、実施設計に着手した。 こうした療護施設においてきめ細かい質の高い治療・看護等が提供されるとともに、高度先進医療機器を検査等において積極的に活用する等により、患者への安全・安心な医療環境の提供を行うことで、療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は 14.6
--	--	---	--	---	---	--

	であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。 あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討するとともに、経年劣化が進む千葉療護センターの老朽化対策については、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、リハビリの充実等、利用者等からのニーズを的確に踏まえ	ま で 一 貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。 （注4）遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を实	護プログラム（注5）の実施等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 （注4）遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 （注5）「療護看護プログラム」とは、遷延性意識障害者の状態の改善を目指す技術の実践により「生活行動の再獲得を目指す」ことを目的とした看護プログラムをいう。 ③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）に	か。	とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施した。 5) 待機期間の短縮を図るため、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のための事前調査は、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、弾力的な運用を引き続き実施することで待機期間を可能な限り短縮することに努めた。 6) 千葉療護センターの老朽化対策については、「千葉療護センターの老朽化対策検討会」で取りまとめられた報告書に基づき、基本設計において災害への対応や入院患者のニーズ等を考慮した最適な機能強化を検討するとともに、最も経済的かつ効率的な方法等を前提とした実施設計に着手した。 7) 上記の取組により治療効果を高めた結果、令和7年度における療護施設の退院患者にかかるナスバスコアを用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差は14.6点（計画値：12.5点、対計画値：116.8%）であった。	点（計画値：12.5点、対計画値：116.8%）であった。療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の形態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（入院時のナスバスコアが高い）も進んでいるものの、過去3年平均12.3点を約2.3点（約19%）上回る高水準である。さらに今中期目標期間において最高の令和5年度（12.9点）も大きく超えており、突出した実績といえる。人数も93名（過去3年平均77.7人）と十分で、信頼性の高い成果である。 以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」で取りまとめられた報告書に基づくとともに、建設期間中も医療サービスの質の持続を前提に千葉療護センターの老朽化対策等に引き続き取り組む必要がある。 ・待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容体により療護施設へ搬送できない場合や等の外部要因に強く影響を受けるものであるが、個々の事	
--	---	---	---	-----------	--	---	--

	た最適な機能強化を図ることを視野に入れ検討する。 【指標】 療護施設全体の待機期間（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均待機期間:3.4 ヶ月） 【困難度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ④ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、	施します。 ③ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。 ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。 あわせて、療護施設全体の今後のあり方については、国	においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。 ④ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。 ⑤ 引き続き、療護センター長等会議等において、病床や入院審査のあり方の検討を実施し、入院希望者の待機期間の短縮に努めます。 療護施設全体の今後のあり方については、国			例を把握・整理し、待機期間短縮に向けて継続的に取り組む。	
--	--	--	---	--	--	-------------------------------------	--

	中期目標期間の年度毎に12.5点以上に維持する。 （注）「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。 【困難度：高】 療護施設の治療改善効果は、入院患者にかかる事故の様態、脳の損傷部位、受傷時の年齢等の影響を大きく受けるものであり、また、入院患者の高齢化や重症化（遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）が高い）も進んでいるため。	と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。 さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、時代によって変化する利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を講じるよう検討します。 ⑤以上の取組により治療改善効果を高め、療	と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。 さらに、千葉療護センターについては、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提とした上で、千葉療護センターの老朽化対策検討会の結果や利用者等からのニーズを踏まえ、最適な機能強化を目指した設計を引き続き進めます。 ⑥以上の取組により治療改善効果を高め、令和7年度における療護施設の退院患者にかかる遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの				
--	--	--	--	--	--	--	--

	護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に 12.5 点以上に維持します。	平均値の差を、12.5 点以上に維持します。 また、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善効果を公表します。					
⑤ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図る。 また、退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハ	⑥ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を実行的に行います。 ⑦ 療護施設におけるメディ	⑦ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、短期入院協力病院等部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を実行的に行います。	＜主な定量的指標＞ ・日本脳神経外科学会等における研究発表件数 ＜その他の指標＞ ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・MSW による相談件数 ＜評価の視点＞ ・学会の研究発表等を通じ他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。 ・療護センターにおける短期入院の積極的	＜主要な業務実績＞ 8) 療護施設で得られた知見・成果について、以下の取組により、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を実施した。 ①日本意識障害学会や各種学会（WEB 開催を含む）、誌上等により、療護施設で得られた知見・成果について計 70 件（計画値：55 件、対計画値：127.3%）の研究を発表した。 ②短期入院協力病院等部外の看護師等への研修として、各療護センターにおいて、短期入院協力病院等部外から 32 人（前年度 30 人）の看護師等を受け入れ、実務研修を実施した。 9) 各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供、相談等を令和 7 年度においては、延べ 11,708 件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施した。 また、在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報について、患者家族に対して提供した。 さらに、ナスバホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画を引き続き掲載し、情報提供を積極的に実施している。 10) 療護センターにおける短期入院については、短期入院空床状況をホームページに掲載する等	＜評定と根拠＞評定：A 療護施設で得られた知見・成果について、日本意識障害学会や各種学会（WEB 開催を含む）、誌上等により、計 70 件（計画値：55 件、対計画値：127.3%）の研究を発表することができた。 また、療護センターにおける短期入院協力病院等部外の看護師等への研修についても、32 人（前年度 30 人）に対する実務研修を実施し、積極的に他の医療機関等に対し、知見・成果の普及促進を図っている。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも積極的に取り組んでいる。 加えて、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、当該事業の効果や課題を検証するためにキックオフミーティングやフォローアップ会議にて事業の検	評定	

	ウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めるとともに、療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れるとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討する。 ⑥ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図る。 【指標】 重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリ	カルソーシャルワーカー（注5）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。 また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討します。 （注5）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・	⑧ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注6）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や主管支所及び支所とも連携した在宅介護に向けた支援等を行うほか、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。 また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行します。 （注6）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者	な受入を含め在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。 ・重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、委託基準に則った運用が可能な病院の選定をするとともに、国と連携し、当該事業の効果や課題を検証するための仕組みを構築し、運用することができているか。	利用者利便に配慮した積極的な受入を図りつつ、千葉療護センターにおいて、短期入院時におけるリハビリを試行的に実施している。 1 1）重度脊髄損傷者に係る受入環境整備について、国と連携し、入院患者等の状況を共有しながら病床の運営における課題等を議論するフォローアップ会議を開催し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めた。 周知活動を積極的に実施した結果、受託病院（4病院・各4床）において、患者の積極的な受け入れを進め、累計入院者が令和8年3月末時点で累計16名となった。	証を進めるとともに、受託4病院と連携し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進めた。 さらに、本年度については、脊髄損傷者の受入れ実績を豊富に有する労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンターにも働きかけを行い、意見交換や視察を通じて、重度脊髄損傷者への支援に係る知見の収集を行った。今後は、これらの知見を事業の検証に活用していくこととしている。 以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進及び在宅介護者等への支援を積極的に行う。また、療護センターにおける短期入院について、既存病院の稼働状況等を踏まえつつ、利用者のニーズに即して受け入れるとともに、千葉療護センターにおいて短期入院時のリハビリを試行的に実施し、症例を積み上げ、ノウハウを蓄積していく。 さらに、重度脊髄損傷者に係る受入環境整備においては、引き続き、受託4病院等と連携し、重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を進める。	
--	--	---	--	--	---	--	--

	テーションが受けられる受託病院を全国4ヶ所に設置する。	社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。 ⑧ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図ります。	や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。 ⑨ 国土交通省の調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図るため、受託病院と重度脊髄損傷者に対する支援内容について検証作業を引き続き進めます。				
	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のた	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。あわせて、被害者	① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。また、介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的と	<主な定量的指標> ・訪問支援実施率、実施人数 ・新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数 ・介護料受給者との交流会実施回数 ・介護支援効果に関する評価	<主要な業務実績> 1) 介護料の支給 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じ4,647人に対し、介護料4,267百万円を適切に支給した。 なお、令和7年4月1日から、近年の物価高騰による介護費用増大に対応するため、介護料受給者等のニーズを踏まえ、介護料支給額を引き上げ、介護料受給者支援の強化を図った。 2) 訪問支援の充実・強化 ① 介護料受給者宅等への訪問支援の充実・強化を図るため、介護に関する相談・要望を的確に把	<評定と根拠> 評定：A 介護料の支給については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、近年の物価高騰による介護費用増大に対応するため、介護料支給額を引き上げ、介護料受給者支援の強化を図った。訪問支援については、「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用するとともに、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面とリモート方	評定

	め、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、訪問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。 なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者（以下「新規認定者」という。）に対して	救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。 また、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努めます。 なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料	する訪問支援を充実・強化し、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を70%以上とし、新規認定者に対する訪問支援を100%実施して被害者救済を充実させます。 あわせて、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用、訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、介護不安の低減など各々に適した対応を行うことにより、訪問支援の質の維持・向	度 ＜その他の指標＞ ・介護料支給実績（受給者数、支給額） ・短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額 ・調査票回収率 ＜評価の視点＞ ・介護料受給者等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。	握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行った。 ② 「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）の有効活用のほか、訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に実施するとともに、情報端末を活用しつつ、地方公共団体等との連携による情報収集を行うことで、介護料受給者等のニーズを踏まえた相談支援機能の強化及び介護料受給者等への情報提供の充実を図った。 ③ 訪問支援の方法については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用し、継続的な被害者救済に取り組んだ。以上の結果、令和7年度は3,920人（対面：73.4%、リモート方式：26.6%）に対して訪問支援を実施し、令和6年度末の介護料受給資格者数（4,505人）に対する割合については、年度計画の70%を大きく上回る87.0%（対年度計画値124.3%）であった。また、新規認定者に対する訪問支援は、125人に実施し、99.2%の訪問支援実施率となった。（令和7年度新規認定者数126人）なお、未実施の1名については、受給資格認定後間もなく資格を喪失したことにより訪問支援の対象外となったものであり、予測し難い外部要因によるものである。 ④ 介護料受給者等からの相談対応や情報提供の充実を図るため、年度計画の45%（153人：令和2年度末全職員数338人）の45%以上）を大きく上回る56.5%（191人：対年度計画値125.6%）の被害者支援専門員（コーディネーター）を養成し、引き続き全支所へ配置するなど、訪問支援の質の維持・向上を図った。 3）短期入院・入所費用の助成 協力病院等の利用により介護料受給者のリハビリや介護者のレスパイトを促進するため、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施した。その結果、延べ1,126人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として58百万円の費用を助成した。	式による実施により、年度計画の70%を大きく上回る87.0%（対年度計画値124.3%）を達成した。また、新規認定者に対する訪問支援は99.2%の実施率となった（令和7年度新規認定者数126人中125人）。なお、未実施の1名については、受給資格認定後間もなく資格を喪失したことにより訪問支援の対象外となったものであり、予測し難い外部要因によるものである。このため、実施可能な新規認定者に対する訪問支援の実施率は100%となっている。 短期入院・入所の利用促進や交流会についても協力病院と連携するなど、介護料受給者等のニーズを踏まえ、充実・強化に取り組んでいる。なお、交流会については、年度計画（全支所年1回以上）を上回る全支所で延べ55回（計画値50回、対年度計画値110.0%）開催した。 在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、介護者なき後（親なき後）問題に関する情報など必要な情報の提供も引き続き実施している。 また、介護支援効果に関する評価度は、年度計画の4.39を上回る4.41（評価度4以上の回答が79.5%、評価度2以下の回答が0.5%）となった。なお、より多くの介護料受給者等のニーズ	
--	---	---	---	---	---	--	--

	は 100 % とする。 【重要度：高】 介護料制度は、被害者救済政策上の見地から、自動車事故における被害者の自賠責保険制度による保険金等だけでは十分にカバーされない日々の介護に要する費用を補い、在宅介護を受ける自動車事故の被害者保護の増進を図るためのものであり、被害者援護業務の根幹となっている。これを土台として、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、孤立しがちな被害者やその家族の精神的支柱となる訪問支援について、従来の対面による実施に加え、リモート化による対応など介護料受	受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70 % 以上を維持するとともに、当年度の介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては 100 % とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。 ② 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実	上に努めます。 ② 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入院・入所に係る費用の助成を行います。 また、協力病院等との意見交換会や協力病院等での交流会の開催等の地域の実情に応じた方法により、受入環境を把握した上で、介護料受給者等に情報提供を行うとともに、介護料受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院等との間をつなぎ、利用前から利用後までのフォローアップを実施し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進を		4）協力病院等の利用促進 ① 協力病院等の利用促進を図るため、支所毎に協力病院等に対して、訪問や WEB ミーティング、調査票の送付などにより協力病院等の概要調査を実施し、患者の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報を入手し、訪問支援等の際に、介護料受給者等に提供した。 ② 介護料受給者等からリハビリ目的の短期入院に関する相談があった際に、協力病院に対する概要調査や協力病院との交流会等で集積した情報をもとに、介護料受給者等のニーズに沿うようなサービスやリハビリ環境を提供できる可能性がある病院の紹介を行った。 ③ 介護料受給者等からの要望を病院に伝えるなど、介護料受給者等と協力病院との間をつなぐ取組を実施することで協力病院の利用を促進した。 5）介護料受給者等の交流会の開催 ① 介護料受給者等の交流会を全国各支所で延べ 55 回（計画値 50 回、対年度計画値 110.0%）開催した。なお、新型コロナウイルスの感染リスク対策を行った上で、WEB を活用した交流会（8 回）、集合型の交流会（34 回）、WEB 及び集合型併用の交流会（13 回）を開催した。 ② 交流会では、協力病院等の協力を得て、協力病院等の紹介や短期入院・入所に係る情報提供や自宅で出来るリハビリの方法について意見交換会を開催。また、関係自治体等の協力を得て、災害対策や介護・福祉機器などに関する勉強会を開催した。 ③ 介護料受給者等のニーズを踏まえ、車いすバスケットボール、ボッチャ及び卓球等の体験会を開催し、障害者スポーツ競技等への参加の機会を提供するとともに、体験を通じて介護料受給者等の交流の促進を図った。 6）機関誌の活用 ① 機関誌「ほほえみ」を年 4 回発行し介護料受給者等を対象に配布した。 ② 特集記事として、介護料の支給額の改定、短期入院協力病院の入院体験談など介護料受給者等	を把握し、介護料受給者等への支援に資するため、訪問支援の際に改めて調査協力を依頼するとともに、従来のアンケート用紙での回答に加え、引き続き WEB も活用した。 さらに、介護料受給者等からの相談対応や情報提供の充実を図るため、年度計画の 45 %（153 人：令和 2 年度末全職員数（338 人）の 5 % 以上）を大きく上回る 56.5 %（191 人：対年度計画値 125.6 %）の被害者支援専門員（コーディネーター）の養成を推し進めるとともに、前年度に引き続き通年で全支所へ配置し、訪問支援の質の維持・向上を図った。 以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 精神的な支援である訪問支援については、介護料受給者等のニーズを踏まえ、対面やリモート方式を活用するなど、切れ目なく実施できていることから、令和 8 年度も引き続きニーズを踏まえ、両方式を併用し、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を質の維持・向上を図るものとする。また、介護料受給者等の利便性の向上や情報提供の充実を図るため、令和 6 年度	
--	---	---	--	--	--	---	--

	給者の精神的支援の一層の充実を図ることが大変重要となるため。 【困難度：高】 介護料受給資格者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。 ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・	施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。 また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。	図ります。 さらに、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、介護料受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。 ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして、交流会への参画等の協力を求め、介護料受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた介護料受給者等の支援を実施することとし、当該交流会を全支所年1回以上開催します。 また、介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活支援のための制度情報や施設情報等の国が実施	からの投稿、協力病院等と連携して実施した介護料受給者等交流会の内容やリハビリを積極的に利用できる重点病院の紹介等を行った。 7) 介護者なき後（親なき後）を見据えた日常生活の充実を図るための情報提供 ① 引き続き被害者団体、自動車ユーザー団体、有識者、国土交通省及びナスバで構成する被害者保護増進等事業に関する検討会（国土交通省主催）等において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を実施した。 ② 上記の意見交換会の検討を踏まえ、国土交通省と連携し、ナスバホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度や施設等情報を引き続き提供した。 8) 介護支援効果に関する評価度 介護料受給者の家族に対するアンケート調査の結果（調査数：4,489世帯、回収数：2,864件、回収率：63.8%）、目標値の4.39を上回る4.41（評価度4以上の回答が全体の79.5%、評価度2以下の回答が全体の0.5%）の評価を得た。	よりWEBで介護料を請求できるシステムの運用を開始し、普及が進んでいる。そのため、引き続き、訪問支援や交流会等において、当該システムの使用方法等についてわかりやすい案内を行うことで、より一層の利用促進を図る。	
--	---	--	--	--	---	--

	調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検討し、実施する。	③ 介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催します。 また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行います。 さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実に図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。	した施策について、ホームページや機関誌の活用等効果的に提供します。 さらに、介護料受給者等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実に図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。				
	③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給資格者及びその家族との交流会を全支所年1回以上開催する。 また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその	④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の	④ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、介護料受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（令和7年度）について、4.39以上とします。				

	家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。	調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とします。						
	④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とする。							
	【指標】 ・調査票回収率（平成 29 年度から令和 2 年度までの平均回収率 45.7%）							
	① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以	① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以	① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以	＜主な定量的指標＞ ・コーディネーター養成研修修了者割合 ＜その他の指標＞ ・コーディネー	＜主要な業務実績＞ 1）自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体と各支所の所属長等との意見交換や勉強会への参加など、各支所において、延べ121回（前年度151回）実施した。 また、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者への情報提供の充実のため、各支	＜評定と根拠＞ 評定：A 被害者団体等との意見交換や勉強会への参加等を積極的に行い、自動車事故被害者やその家族、遺族の置かれている状況の理解を深めた。 また、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携	評定	

	下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援する。 さらに、相談対応及び情報提供の充実のため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに進め、全支所への配置を目指し、中期目標期間の	下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。 さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援	下「被害者・遺族団体」という。)との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。 また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。 さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援	ター養成研修修了者数 ・ホットラインの相談件数 ・在宅介護相談窓口における相談件数 ＜評価の視点＞ ・自動車事故被害者等のニーズに応じた相談支援・情報提供がなされているか。	所において、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図った。 2) 国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している15団体に対して相談支援実施料(4,597万円)を適切に支給した。 さらに、相談支援実施団体からの要請を踏まえ、自動車事故被害者等からの利用促進を図るため、チラシ・ポスターを作製するとともに、ホームページ、機関誌「友の会だより」、「ほほえみ」やナ斯巴交通事故被害者ホットラインで、自動車事故被害者等に対する周知を行った。 また、令和8年2月には、前年度に引き続き全国の相談支援実施団体が一堂に会した意見交換会を実施し、相談事例の共有を図るとともに、今後の相談支援業務の充実に向けた意見交換を行った、 3) 専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員(コーディネーター)の養成をさらに進め全支所への配置を目指した結果、被害者支援専門員養成研修の修了者は、年度計画の45%(153人:令和2年度末全職員数(338人)の45%以上)を大きく上回る56.5%(191人:対年度計画値125.6%)となり、中期計画を2年前倒しで達成するとともに、令和7年度は前年度に引き続き通年で全支所へ配置した。 さらに、上記被害者支援専門員(コーディネーター)のうち、より専門的かつ高度な知識を有する第Ⅱ種被害者支援専門員(コーディネーター)の養成研修の修了者は、前年度より8名増加して76名となった。養成研修では、重度後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する専門家の講義である座学研修のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療護施設(千葉療護センター及び岡山療護センター)において、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得のための実技研修を実施した。 4) 交通事故被害者ホットラインにおいて、自動車事故被害者等からの問い合わせ1,026件に対し、ナ斯巴の制度や他機関の相談窓口を1,147件紹介するなど、総合的な情報提供を実施した。	を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者のニーズに応じた相談支援機能の強化と情報提供の充実を図るとともに、被害者支援専門員(コーディネーター)を191名(計画値:153名、対計画値:125.6%)養成し、令和6年度に引き続き養成を推し進め、体制の一層の充実を図った。自動車事故被害者等への相談対応を実施している15団体に対して相談支援実施料を適切に支給した。 交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービスでは、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に実施したほか、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、災害時には介護料受給者等に安否確認を実施した。 以上により、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 自動車事故被害者等を構成する団体との交流を進め、自動車事故被害者等の置かれている状況に対する理解をさらに深める。 また、自動車事故被害者
--	---	--	--	--	---	--

	最終年度までに令和 2 年度末全職員の 50 % 以上とする。 【指標】 ・各支所の管轄する被害者・遺族団体との交流実施件数 ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な相談対応及び情報提供を的確に行う。 【指標】 ・ホットラインの相談件数(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均相談件数:2,151 件) ・在宅介護相談窓口における相談件数(平成 29 年度から令和 2 年度までの平均相談件数:1,115 件)	専門員養成研修の修了者を令和2年度末全職員の 50 % 以上とします。 ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を的確に行います。	専門員養成研修の修了者（令和7年度）を令和2年度末全職員数の 45 % 以上とします。 ② 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）等により、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を情報提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行います。 また、主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行います。		5) 各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、1,195 件の介護料受給者等からの相談に対応し、介護に関する知識・技術の提供等を実施した。 主な相談内容は「日常的な健康管理方法」、「ナスバの制度や取組」であった。 6) 災害時安否確認 災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等の安否確認を適切に行うために緊急連絡先を把握するとともに、令和 7 年 8 月の鹿児島県大雨特別警報、12 月の青森県東方沖地震の際には、その地域の介護料受給者等に安否の確認を実施し、全員の安全を確認した。	等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、訪問等により地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り情報収集を行うなどにより、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組む。 国土交通省が選定した自動車事故被害者等への相談対応を実施している自動車事故被害者・遺族団体に対して、相談支援実施料の適切な支給を行う。 引き続き、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の全支所への配置を継続するため、研修等により養成をさらに進め、相談対応及び情報提供の充実を図る。 主管支所の在宅介護相談窓口によって、介護料受給者等からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報を提供し、さらに災害時に介護料受給者等に連絡し安否の確認を行う。	
--	---	--	--	--	--	--	--

				評価	
① 交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同志の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。 なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数について、全支所年2回以上とする。	① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。	① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、交通遺児等の健全な育成を図るための経済的支援を実施します。	＜主な定量的指標＞ ・交通遺児家族等同志の交流会実施回数 ・交通遺児への精神的支援に関する評価度	＜主要な業務実績＞ 1) 交通遺児等12人に対し、2.7百万円の無利子貸付を実施した。 2) 交通遺児等及び保護者を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。 ① 交通遺児家族等同志の交流の場とした「友の会の集い」を実施し、全国各支所において443人が参加した。また、保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ124回実施（計画値：100回以上、対計画値：124%）した。 ② 令和7年度は「書道コンテスト」を実施。友の会会員337人の応募の中から受賞者85人を決定し、本部及び各支所において表彰式を開催した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 友の会の集い、保護者交流会124回（計画値：100回以上、対計画値：124%）、友の会コンテストなど交通遺児家族等に対する精神的支援を実施し、精神的支援に関する評価度は年度計画の4.61を上回る4.76（対計画値：103.3%）となった。 以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。
② 貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。	② 健全な育成に資するよう、交通遺児等のニーズを把握し、必要に応じて見直しを図り、通遺児家族等同志の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的、かつ効率的に実施します。 なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数について、会員の存在する支所において年2回以上とします。	② 家族等同志の交流を促進するための友の会の集い及び保護者交流会を効果的に行うなどにより、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を実施します。 なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数については、会員の存在する支所において年2回以上、友の会全体の交流会を集い形式で実施するとともに、集いの中で保護者のための交流会を別途開催することとします。	＜その他の指標＞ ・交通遺児等貸付実績（貸付人数及び貸付額） ・新規貸付人数 ・「友の会の集い」参加人数 ・調査票回収率 ＜評価の視点＞ ・精神的支援が効果的に実施されているか。	3) 交通遺児友の会会員に対するアンケート調査の結果（調査対象世帯数452世帯、回収世帯276世帯（回収率61.1%））、目標値の4.61以上を上回る4.76の評価（対計画値：103.3%）を得た。	＜課題と対応＞ 引き続き、交通遺児家庭等のニーズを踏まえて友の会の集いや保護者交流会などを効果的に行うなどにより、交通遺児等の精神的支援を実施する。 また、交通遺児家庭等のニーズの把握に努め、引き続きその支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討する。
③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する	③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。	③ 以上の施策を実施することにより、交通			

	評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。 【指標】 ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率：32.3%）		遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（令和7年度）について、4.61以上とします。				
④ 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。 あわせて、債権管理・回収コスト要因を分析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。	④ 適時適切な債権管理を行うために、早期の折衝や返還義務の周知徹底などを的確に実施し、債権保全・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図ります。 ⑤ 適切な債権保全・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。	④ 令和6年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標（債務者折衝率）を設定し、早期の折衝や返還義務の周知徹底を実施します。また、適時適切な債権管理を行うために必要に応じて、債権管理規程等を見直し、債権管理・回収を一層強化するとともにコスト削減を図ります。 ⑤ 債権管理規程等に基づき、法的措置を含め適切な債権管理・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。	＜主な定量的指標＞ ・債権回収率 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・貸付債権の適切な管理を行い、回収率90%以上を確保するため、早期折衝等を行っているか。	＜主要な業務実績＞ 1）債権回収率：93.5%（計画値：90%以上、対計画値：103.9%） 2）債権管理規程等に基づき、債権を分類して適切に管理するとともに、債権分類に応じた目標折衝率を定め、早期折衝を行った。 ・一般債権 折衝率 目標：80.0%以上 実績：98.0% ・貸倒懸念債権 折衝率 目標：65.0%以上 実績：75.3%	＜評定と根拠＞評定：B 債権管理規程等に基づき、適切に債権管理が行われたこと、各主管支所による早期折衝が行われたことなど、債権管理・回収の一層の強化に取り組んだ結果、債権回収率は93.5%の実績（計画値：90%以上、対計画値：103.9%）となった。以上により、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 適切な債権管理や回収率の維持・向上について、引き続き、効果的・効率的な取組を検討する。	評定	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－3	自動車アセスメント情報提供業務 効率的・効果的な試験・評価の実施、わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 8 号
当該項目の重要度、困難度	・効率的・効果的な試験・評価の実施【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第 11 次交通安全基本計画（令和 3 年 3 月 29 日決定）において令和 7 年までに世界一安全な道路交通の実現を目指し、24 時間死者数を 2,000 人以下、重傷者数を 22,000 以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な自動車の研究開発を促進する必要があるため。 ・効率的・効果的な試験・評価の実施【困難度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188－3

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標 期間最終年度 値）	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度			4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
評価実施車 種の年間新 車販売台数 に対するカ バー率	中期目標期間 の各年度にお いて 80%以上	81.8%	81.9%	84.5%	83.3%	82.7%				予算額（千円）	1,065,000	1,110,000	1,448,061	1,802,033
達成度	—	102.3%	102.4%	105.6%	104.1%	103.4%				決算額（千円） ※注 1～注 3	935,874	998,451	945,775	1,024,695
ファイブス ター獲得車 種数	—	9 車種	7 車種	10 車種	4 車種	1 車種				経常費用（千円） ※注 1～注 3	963,651	1,026,953	990,271	1,057,346
平均評価得 点	—	175.45	184.07	184.83	181.49	184.62				経常利益（千円） ※注 1～注 3	67,970	59,553	248,928	335,655
最高評価得点	—	185.02	186.44	193.53	184.30	184.62				行政コスト（千円）	963,665	1,027,359	990,271	1,057,346
広報活動実	中期目標期間	66 件	79 件	108 件	102 件	91 件				従事人員数	319	333	332	336

	施件数	の年度毎に 50 件以上									※注 4					
	達成率	－	132.0%	158.0%	216.0%	204.0%	182.0%									
	自動車アセ スメントホ ームページ アクセス件 数	－	約 84 万件	約 71 万 件	約 67 万 件	約 58 万 件	約 49 万 件									
	自動車アセ スメントパ ンフレット 配布数	－	約 89 万部	約 83 万 部	約 85 万 部	約 84 万 部	約 83 万 部									

※注 1）法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「自動車アセスメント情報提供業務」の実績額（自動車アセスメント情報提供業務全体の実績額）を記載。

※注 2）決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3）人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4）従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数から計上可能な本部の間接部門専属人数を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
						自動車アセスメント情報提供業務の評価：A 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4 点×1 項目+A4 点×1 項目×2) ÷ (2 項目+1 項目) =4.00 ⇒算術平均に最も近い評価は「A」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S：5 点、A：4 点、B：3 点、C：2 点、D：1 点とし、重要度の高い項目については加重を 2 倍としている。		
	① 車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ(以下「ロードマップ」という。)に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全性について試験及び評価を行うとともに	① 公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性評価及び予防安全性評価等を統合した	① 国土交通省告示で定められた自動車アセスメントの評価について、効率的かつ効果的に評価試験を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できるようにするとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性評価及び予防安全性評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施しま	＜主な定量的指標＞ ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率 ＜その他の指標＞ ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数 ＜評価の視点＞ ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。 ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。 ・自動車アセスメ	＜主要な業務実績＞ 1) 安全な車の選択・開発促進 ・自動車アセスメントについて、これまで衝突安全性と予防安全性等で個別の評価となっていたものを統合した新たな評価「自動車安全性性能」を令和2年度より導入しており、5段階評価や総得点により自動車の安全性の評価結果をわかりやすく自動車ユーザー等に伝えている。 ・令和7年度においては、自動車は計8車種（内訳：総合評価計4車種、2シート車種4車種）、チャイルドシートは計5機種の試験を行い、安全性の評価の実施、結果の公表により、ユーザーがより安全な自動車等を選択できるようにした。 ・令和7年度の評価を表す「自動車安全性性能2025」では、最高評価であるファイブスター賞を1車種が受賞した。同受賞車種の評価得点数は193.8点満点中約185点となり、令和6年度を上回った。また、令和7年度のファイブスター賞受賞車種は1車種であったことから当該車種にファイブスター大賞を授与するなどにより、自動車メーカーにおけるより安全な自動車の開発を促す取組を行った。	＜評価と根拠＞ 評価：A 令和7年度に総合評価を行った4車種中、ファイブスター賞は1車種だけであった。ファイブスター賞受賞車種が1車種だったことで、自動車ユーザー等に対し、当該車種の安全性の高さを分かりやすく伝えることができた。この結果、他の自動車メーカーにおいては、今後、ファイブスター賞が取れるよう、より安全なクルマ開発に取り組むとともに、同時に「自動車アセスメントロードマップ」に基づく評価項目の充実等に対してより積極的に対応していくことが期待される。このことから、令和7年度においても、より安全な車の普及を促す取組を行うことができと考えている。 令和7年度においては、後	評価	

	に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価に取り組む。	車両全体としての総合評価を実施します	す。	ントのロードマップに基づく取組を行っているか。	・軽トラックなどの2シートの車種については、後部座席がなく総合評価を行うことができないことから、従来から自動車アセスメントの対象から除外しているところであるが、令和7年度時点での販売台数上位の車種のうち、2シート車種以外はほぼ評価が終わっている一方、2シート車種は評価されずに残っていること、また実際に自動車ユーザーから2シート車種に対して評価を行っていないことに関する問い合わせがあるところである。このことから、令和7年度は自動車アセスメント評価検討会による審議を経た上で、特別に2シート車種の4車種について試験を行った。（結果は、令和8年度に公表することとしている。）それぞれの2シート車種は販売開始時期が大きく異なることから、試験方法等の公平性を考慮し、試験項目についてはペダル踏み間違い加速抑制試験、衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者：昼間）試験及びフルラップ前面衝突試験の3つを実施した。	部座席がなく総合評価を行うことができないため従来から自動車アセスメントの対象から除外されている2シートの車種について、令和7年度時点での販売台数上位の車種のうち、2シート車種以外はほぼ評価が終わっている一方、2シート車種は評価されずに残っていること、また実際に2シート車種に対して評価を行っていないことに対する外部からの問い合わせがあることから、令和7年度は特別に2シート車種の4車種について試験を行った。（結果は、令和8年度に公表することとしている。）それぞれの2シート車種は販売開始時期が大きく異なるため、試験を行ったのは一部の項目ではあるものの、その結果をユーザーに情報提供することとし、これまで試験の対象ではなかった2シート車種についても、自動車メーカーに対して、より安全な車の開発を促す取組を行ったことは大変意義があると考え。
	② 消費者の立場、被害者の立場に立った機構となるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のため、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護の評価方法の策定のための検討を行う	② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護などの評価方法の策定のための検討を行います。	ア 令和8年度以降の導入が見込まれる通信を利用した衝突回避支援技術について、評価のための検討を行います。	・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。	2) 制度充実のための取組・情報共有 ・交差点における「衝突被害軽減ブレーキ」の安全性能評価の充実を図り、対車両との出会い頭事故や、自車が右折する場合に対向車線を直進してくる二輪車との衝突事故に対応した「衝突被害軽減ブレーキ」の評価方法を策定するための検討を行った。具体的には、詳細な事故分析を実施することによって交差点における出会い頭事故や対二輪車との衝突事故をそれぞれ3通りの交差形態に分類するとともに、各交差形態に応じた事故低減対策を検討した。このうち、衝突被害軽減ブレーキによって事故低減効果が得られる交差形態と、衝突被害軽減ブレーキのみでは事故低減効果が得られない交差形態を分けて考え、前者については令和8年度から評価できるよう検討を行った。一方の後者については令和8年度の評価に含まれず引き続き評価方法の検討を行うこととしていることから、ユーザーに対して誤解や過信をしないよう、注意喚起することとした。	令和7年度においては、交差点における「衝突被害軽減ブレーキ」の安全性能評価の充実を図り、対車両との出会い頭事故や、自車が右折する場合に対向車線を直進してくる二輪車との衝突事故に対応した「衝突被害軽減ブレーキ」の評価方法を策定するための検討を行った。具体的には、詳細な事故分析を実施することによって交差点に

	う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。 【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生している中、第11次交通安全基本計画(令和3年3月29日決定)において令和7年までに世界一安全な道路の実現を目指し、24時間死者数を2,000人以下、重傷者数を22,000以下にするとの目標達成のために先進技術導入への対応が特に注視すべき事項とされている。そのため、近年の自動車の安全技術の進展・多様化にあわせて、自動車アセスメントの実施により自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車市場で選択されやすい環境を整え、より安全な自動車の普及拡大及び自動車製作者のより安全な	また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。 ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。	運転(リスク低減運転支援)について、評価のための検討を行います。 エ 令和10年度以降の導入が見込まれる保護エリアの拡大等を行った歩行者頭部保護について、評価のための検討を行います。 ③ 自動車アセスメントについて、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率(令和7年度)を80%以上となるようにします。	・次世代の事故自動通報装置のうち後席乗員の情報を通報するものについて、評価方法を策定するための検討を行った。 ・令和5年度の調査結果を踏まえ、ペダル踏み間違い時加速抑制装置について、走行中に特化し、評価方法を策定するための検討を行った。 ・これまで衝突試験においては大人ダミーのみを搭載し評価を実施していたが、子供が乗車した際の安全性能についても情報提供を実施することによって、ユーザーが自動車の安全性能を新たな面からも比較することができるよう、新オフセット前面衝突試験において後席に子供ダミーを搭載した評価方法策定のための検討を行った。 ・歩行者頭部保護試験において、頭部保護対策強化に向けた評価方法改善のための検討を行った。 ・チャイルドシートの国際基準(UN-R129)に対応した前面衝突試験及び側面衝突試験の評価方法策定のための検討を行った。 ・「自動車アセスメントロードマップ2026」の議論を進める際、同試験の経験を最も有する立場として自動車アセスメント評価検討会を含めた様々な議論の場に参画し、次なる自動車アセスメント評価検討会の検討事項として盛り込むべき内容を提案した。 ・「自動車アセスメントロードマップ2025」において2030年度以降での評価開始が掲げられている「より安全な商用車の普及対策」に関して、この実現に向けて国土交通省が商用車アセスメント導入効果を検証するためのタスクフォースを開催し、ナスバも議論に参画した。その中で、ナスバは、欧州において先んじて2024年度から導入されているEURO-NCAPにおける商用車に対するアセスメントに係る情報を収集するとともに、当該情報をわかりやすくまとめて、タスクフォース内で共有した。あわせて、国土交通省と共に運送事業者に対するヒアリングを実施し、商用車に対する自動車アセスメント導入効果、評価項目等を検討するための情報収集を行った。その結果、令和8年度より、「商用車技術検討ワーキング」の立上げが決定	おける出会い頭事故や対二輪車との衝突事故をそれぞれ3通りの交差形態に分類するとともに、各交差形態に応じた事故低減対策を検討した。このうち、衝突被害軽減ブレーキによって事故低減効果が得られる交差形態と、衝突被害軽減ブレーキのみでは事故低減効果が得られない交差形態を分けて考え、前者については令和8年度から評価できるよう検討を行った。一方、後者については令和8年度の評価に含まれず引き続き評価方法の検討を行うこととしていることから、ユーザーに対して誤解や過信をしないよう、注意喚起することとした。今般の検討によって、対策が難しい出会い頭での衝突事故を対象とした安全性能評価や自動車アセスメントで初めて二輪車との衝突事故を対象とした安全性能評価が、一部の交差形態ではあるものの導入されることとなったのは、大変意義深いと考える。 令和7年度における検討の結果、令和8年度の新オフセット前面衝突試験から、後席に子供ダミーを搭載し、子供が乗車した際の安全性能についても情報提供を開始することとしたのは、自動車ユーザーにおける子供乗員の保護の更なる促進に繋がるものと考え。 また、「自動車アセスメントロードマップ2025」におい	
--	---	---	--	--	--	--

	自動車の研究開発を促進する必要があるため。 ③ 以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上とする。 【困難度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。				した。 3) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率 年度計画の 80%を上回る 82.7%となり、達成率も 103.4%となった。	ては、「より安全な商用車の普及対策」として、我が国の自動車アセスメントの歴史で初めて、トラック等の商用車に対する自動車アセスメント（具体的には予防安全性能評価）の 2030 年度以降での導入が掲げられているところである。この実現に向けて国土交通省が商用車アセスメント導入効果を検証するためのタスクフォースを開催し、ナスバも議論に参画した。その中で、ナスバは、欧州において先んじて 2024 年度から導入されている EURO-NCAP における商用車に対するアセスメントに係る情報を収集するとともに、当該情報をわかりやすくまとめて、タスクフォース内で共有した。あわせて、国土交通省が実施する運送事業者へのアンケート実施のために、国土交通省と共に運送事業者に対するヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえた運送事業者へのアンケート項目作成を行った。このヒアリング及びアンケート結果より、商用車アセスメントに対する一定のニーズが確認された。ナスバとして積極的に議論に参画するとともに、EURO-NCAP や運送事業者からの情報収集等を主体的に行うことによって、商用車アセスメントの実現に向け重要な役割を担うことができたと考える。 あわせて、多くの車種について効率的かつ公正な試験・	
--	--	--	--	--	---	--	--

						評価に取り組んだ結果、自動車安全性能の評価結果が引き続き高い得点で推移している状況であり、自動車メーカーの安全な車の開発に向けた意識向上が表れていると考えられる。 さらには評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率も達成できたところである。 以上の施策を令和 7 年度に実施してきたところであるが、特に自動車アセスメントの対象から除外されている 2 シートの車種についてナスバが初めて試験を実施したこと、また令和 8 年度から交差点における「衝突被害軽減ブレーキ」の安全性能評価の充実や「新オフセット前面衝突試験」で後席における子供乗員の保護促進を図る情報提供を開始することとしたこと、ナスバの積極的な情報収集及び議論の参画により商用車に対する自動車アセスメント導入効果が確認され、更に令和 7 年度における自動車アセスメント評価検討会の中で、新たに令和 8 年度以降における商用車に係る技術検討ワーキンググループの立上げが決定したことは、令和 7 年度における特筆すべき取組である。 加えて、本項目は本項目は困難度が「高」とされているところ、定量的指標についても対年度計画値 100%以上を達成している。	
--	--	--	--	--	--	---	--

					以上を踏まえ、年度計画を大きく上回る成果があったものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 自動車メーカーの安全な車の開発に向けた意識向上に繋がる効果的な方策について、引き続き検討を行う。 今後新たに導入される評価項目により試験工数の増加が見込まれるため、試験の効率化や自動車アセスメントの体制拡充の検討を行う。	
④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等をパンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。 同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示	④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ、SNS 等において分かりやすく表示するとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。 同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装	④ 自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進します。 ア チラシ、パンフレット等の広報資料を作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにします。 イ ホームページや SNS 等において	＜主な定量的指標＞ ・広報活動実施件数 ＜その他の指標＞ ・自動車アセスメントホームページアクセス件数 ・自動車アセスメントパンフレット配布数 ＜評価の視点＞ ・ユーザーのニーズに沿った分かりやすい情報提供がなされているか。	＜主要な業務実績＞ 1) チラシ、パンフレット等の広報資料の作成 ・自動車等の安全性能評価結果等をまとめたパンフレットについては、“自動車安全性能 2024”を約 36 万部、“チャイルドシート安全比較 BOOK”を約 24 万部作成した。 ・アセスメントの効果等をわかりやすく周知する広報用チラシを約 23 万部作成した。また、パンフレット、広報用チラシには、最新の自動車アセスメント・チャイルドシートアセスメント情報への誘導のため、二次元バーコードを記載した。 ・パンフレット、広報用チラシを各都道府県のトラック協会などが主催するイベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅等で配布した。 ・さらに、“チャイルドシート安全比較 BOOK”については、上記に加え、産婦人科や小児科の病院等でも配布した。 ・自動車安全性能評価で最高得点を獲得した車に贈られるファイブスター大賞について、ロゴマークのデザインを刷新した。具体的には、ファイブスター大賞とファイブスター賞の 2 つを並べた際、ユーザーが直感的にファイブスター大賞が上位にあることを理解できるようにするため、色は金色、外周を立体的で重厚なデザインとするとともに、外周頂点に王冠を配置し、ファイブスター賞の構成要素も取り入れ、識別性と分かりやすさ	＜評定と根拠＞ 評定：A 従来のパンフレット・チラシ配布に加え、令和 7 年度はホームページや公式 Y o u T u b e チャンネル、SNS（X）、妊婦向けアプリを活用したデジタル広告などのあらゆる媒体を活用して、ターゲット層の属性に合わせた効果的な情報発信を行った。そのような情報発信に加えて、令和 7 年 2 月に（一財）日本自動車研究所 城里テストセンターで実施された茨城県警察本部・水戸市消防局によるレスキュー訓練において、ナスバが提供した試験済み車両が活用された様子を令和 7 年 8 月に公開するなど、情報提供の空白期間を作らない継続的な広報活動も展開した。また、令和 7 年度においては、特別に 2 シート車種の 4 車種について試験を行い、その結果を令和 8 年度において公表することとしており、自動車ユーザーへの関心に応えようとしているところである。 来場者に対して、対面で	評定

	するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。 なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を 50 件以上とする。	置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等により自動車ユーザー等に伝えます。 なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を 50 件以上とします。	情報提供を行うとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動を実施します。 ウ チラシ、パンフレット等を活用した広報活動を年度内に 50 件以上実施することにより、自動車アセスメントの認知度を向上させ、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにします。	を重視したデザインとした。当該デザインは、令和 8 年 5 月の表彰式で正式に発表をすることとしており、今後の運用開始により、ユーザーが賞の違いをより直感的に把握しやすくなることが期待される。 2) ホームページや SNS 等における情報提供 ・ホームページや公式 Y o u T u b e チャンネルにおいては、ファイブスター大賞発表（5 月）から評価結果公表（例年秋から冬）までの情報発信が少ない期間の関心維持を目的として、試験関連動画の継続的な公開を行った。具体的には、令和 7 年 2 月に（一財）日本自動車研究所 城里テストセンターで実施された茨城県警察本部・水戸市消防局によるレスキュー訓練において、ナスバが試験済み車両を提供し、その際の様子を映像でまとめたものを令和 7 年 8 月に公開し、実事故を想定した実践的訓練に活用されたことについて紹介した。 ・また公式 Y o u T u b e チャンネルにおいては、令和 6 年度に評価した 6 車種の試験映像をスマートフォンでの閲覧に適した「縦型・30 秒以内」のショート動画として編集し、令和 7 年 9 月から順次公開した。SNS（X）の投稿では、動画本編やホームページへのリンクを付記し、より幅広い層の関心を惹きつけ、詳細情報へスムーズに誘導する工夫を行った。 ・自動車アセスメントの車種別の評価結果については、確定したものから随時、公表を行っているが、その公表の仕方を令和 7 年度から工夫することとした。その問題意識としては、毎年の表彰式にて最高評価（★★★★★）を収めた車種の中で最高得点を獲得した車種を『自動車安全性能 20XX ファイブスター大賞』として表彰してきているが、表彰式の時点で評価結果が全て既知であることもあり、ファイブスター大賞への注目度はさほど上がらない状況となっているためである。自動車アセスメントは、安全性能に対する一般消費者の皆様の関心と理解を深め、安全性能の高い自動車等の普及を促進することを目的としていることから、令和 7 年度の試行的取組として、ファイブスター大賞の価値と注目度の向上を図り、より安全な自動車の普及を促進するため、車種別の評価結果を確定したものから随時、公表を行うときは分かりやすさも兼ねてシンプルに表示（＝点数等を非表示）することとし、どの車種がファイブスター	直接的に自動車アセスメントの説明ができるイベント等での広報活動も積極的に行った。特に、全国 5 都市でのジャパン・モビリティ・ショー 2 0 2 5 への出展により、累計 1 5 8 万人の来場者中、ナスバブース来場者に対して計 2 . 4 万部のパンフレットを配布することにより、新オフセット前面衝突試験の「共存性能」という新たな概念の普及を図った。また、試験車両の展示を全国 1 4 回実施した。 この他、自動車に関心のある層を対象としたイベント（令和 7 年 4 月の「F 1 TOKYO FAN FESTIVAL 2 0 2 5」等）のみならず、自動車に直接関心を持たない層にも幅広く情報を届けることを目的に、一般来場者が多く集まるイベント（令和 8 年 2 月の「広島城オイスターフェス 2 0 2 6」）へも積極的に出展を行った。 自動車アセスメントの認知度向上を図るには、ファイブスター大賞の価値と注目度の向上を図ることが大事であると考え、ファイブスター大賞ロゴマークデザインを刷新するとともに、車種別の評価結果については、確定したものから随時公表しているが、随時公表の段階では、分かりやすさも兼ねてシンプルな形式で表示（＝点数等を非表示）することとした。令和 7 年度に評価した車種のうち、どの車種がファイブスター大賞を受賞するかは、ロゴマークデザイン刷新の件とあわせ、令和 8 年 5 月の表彰式の際にて正式に発表をす
--	---	---	---	---	---

				大賞を受賞するかは、令和8年5月の表彰式で正式に発表をすることとした。ホームページにおいてもその注意書きを入れることとした。 ・軽トラックなどの2シートの車種については、後部座席がなく総合評価を行うことができないことから、従来から自動車アセスメントの対象から除外しているところであるが、令和7年度時点での販売台数上位の車種のうち、2シート車種以外はほぼ評価が終わっている一方、2シート車種は評価されずに残っていること、また実際に自動車ユーザーから2シート車種に対して評価を行っていないことに関する問い合わせがあることから、令和7年度は特別に2シート車種の4車種について試験を行った。（結果は令和8年度に公表することとしている。）【再掲】 ・妊産婦やその配偶者等の子育て層をターゲットとした情報提供として、令和7年12月より妊婦向けアプリ「ninaru」に記事広告を掲載した。令和8年1月時点で約1.2万ページビューを記録し、読者アンケートでは89.6%が「チャイルドシートを選びやすくなった」と回答するなど、特に妊娠16～30週の層に対して、安全性能情報の有効な訴求が図られた。 ・令和7年度中のナスバHPの「守る」ページへのアクセス件数は約49万件となった。 ・地方主管支所等の広報体制強化を目的とした研修について、従来の「一般研修（衝突・予防・広報）」に加え、令和7年度においては新たに「専門研修」を導入することによって専門的な説明が可能な中核人材の育成を図り、組織全体の広報能力の底上げを推進した。（参考） 一般研修…衝突安全、予防安全、チャイルドシート（CRS）、広報の基礎知識を学ぶ内容とし、広報担当者の基礎力向上を図るもの。 専門研修…令和7年度に初めて実施。令和7年度は、側面衝突試験の見学や試験準備などの実務体験を含む2日間のプログラムを通じて、専門的な説明や指導が可能な中核人材の育成を進めた。 ・上記「一般研修」のうち、広報をテーマとした研修においては、初めてウェブ形式で実施し、場	ることとした。 今後の自動車アセスメント広報ツールの更なる充実も図った。具体的には、ナスバHP「守る」ページのデザイン変更等に向けた要件をまとめるとともに、幅広い層への周知を目的に「自動車アセスメントってなに？」と題した漫画冊子を制作した。あわせて来場者アンケートの結果をデータベース化し、傾向分析等が可能となる基盤として、アンケートシステムを構築した。 以上のとおり、SNSを含めたあらゆる媒体を活用した広報の実施や自動車ユーザーが関心を持つ2シート車種に関する試験の実施、大規模イベントへの参画、ターゲット属性にあわせた効果的な広告展開により、自動車アセスメントの認知度向上に大きく寄与した。これらに加え、ファイブスター大賞の価値と注目度の向上に係る取組を実施し、自動車アセスメント広報ツールの更なる充実も図っている。。 本項目の定量的指標については対年度計画値を大きく上回っていることに加え、上記のとおり今後の認知度向上につながる取組も実施しており、年度計画を大きく上回る成果があったものと判断し、A評価とするものである。 <課題と対応> デジタルを含めたあらゆる媒体を活用した情報発信
--	--	--	--	--	---

				所を問わず参加できる環境を整えた。これにより、地方主管支所等の受講者が、数日間の出張が不要となることから、より参加しやすく、必要な情報を効率的に得られるようになるとともに、現場業務の負担軽減にもつながった。 ・地方の交通安全関連イベントについて、警察、JAF等の関係団体と連携し参加、パンフレット等の配布や自動車アセスメントの試験映像を放映した広報活動を年度計画の50件を上回る全国で計91件実施（対計画値：182%）した。なお、内訳は、各種イベントへの参加86件（うち、車両展示17件）、独自でイベントを開催5件（うち、車両展示1件）であった。 3）イベント等の広報活動 ・地域イベントへの参画として、令和7年4月に開催された「F1 TOKYO FAN FESTIVAL 2025」において、子どもダミーの展示や新オフセット前面衝突試験の映像放映を実施し、モータースポーツファンに対しても自動車アセスメントの意義を周知した。 ・令和7年4月において、米国の関税措置に関するテレビ局の取材に対し、迅速かつ正確に対応し、歩行者頭部保護試験の内容を誤解なく伝えられるよう情報提供を行ったことで、ユーザーが正しい知識を得られるよう寄与した。 ・令和7年5月27日に「自動車安全性能2024ファイブスター大賞」の発表・表彰式を開催した。報道関係者向けにはオンライン配信も同時に実施するハイブリッド方式、一般ユーザー向けには会場参加とYouTubeでの録画配信を組み合わせ、新評価項目に対応したアルミハニカムや試験車両の展示、ダイジェスト映像の放映等を通じて、最新の安全性能を発信した。 ・チャイルドシートアセスメントの周知については、「マタニティ&ベビーフェスタ2025（横浜）」をはじめ、札幌、長野、福井、大阪、広島、福岡の全国7都市において、ISO-FIXチャイルドシートの取付デモンストレーションや装着体験会を実施し、正しい使用方法の啓発を行った。 ・自動車アセスメントロードマップを初めてパネル化し、一般ユーザーにも視覚的に理解しやすい	内容のさらなる充実を検討する。	
--	--	--	--	--	------------------------	--

					形で提示したことで、専門的な内容をより分かりやすく伝える工夫が図られた。 ・チャイルドシートアセスメントの情報が妊産婦や配偶者等の子育て世代に直接届くよう、マタニティ専門誌の誌面にチラシを掲載したことにより、全国の読者から直接チャイルドシートアセスメントのパンフレットの請求があり、670名以上の手元にパンフレットを配布した。 ・ジャパン・モビリティ・ショー2025においては、東京・名古屋・大阪・福岡・札幌の5都市で出展した。新オフセット前面衝突試験の「共存性能」（注：同試験では“自車の被害を防ぎ、そして相手車の被害も防ぐ”という新たな考え方を導入したことから、その考え方を端的に表現できるよう、令和6年度に新たに創出した用語）を視覚的に理解できるよう、試験用台車の実物大模型やアルミハニカムバリアを設置した。5会場合計で約158万人の来場を迎えたが、そのうち、ナスバブースに訪問頂いたブース来場者に対して自動車アセスメント関連のパンフレット等、計2.4万部以上を配布したことで、多くのユーザーに対し自車と相手車の双方を守るという新概念の普及に努めた。 また、上述した試験用台車の実物大模型は、今般のモビリティショーにおいて、「共存性能」の理解促進を目的として新たに製作したものである。来場者が概念を直感的に理解できるようこれらの工夫をしたことで、専門的な内容を分かりやすく伝達することが可能となった。 ・その他の地域においても試験済み車両を用いた広報活動を実施し、全国18回にわたり車両展示を伴うブース出展を行った。 ・自動車アセスメントの認知度向上を目的としたアプローチの1つとして、自動車とは直接関係のない、一般来場者が多数参加する地域イベントを通じて、ナスバや自動車アセスメントを知らない、関心を持つ機会の少ない層へのアプローチを行った（具体的には、令和8年2月「広島城オイスターフェス2026」へ出展した）。 4) 自動車アセスメント広報ツールの更なる充実 自動車アセスメントの認知度向上に向けて、ナスバHPの「守る」ページの見直しを含む広報業	
--	--	--	--	--	--	--

					務を実施した。企画競争で選定した事業者と協力し、次の内容をまとめた。 ・「守る」ページについて、国土交通省の外部有識者委員等から同ページが高齢者にとってわかりにくいとの指摘を頂いたことを踏まえ、高齢者及び大多数の自動車ユーザーの双方にとって使いやすく、見やすい「守る」ページとするためのデザイン変更や検索機能改善に向けた要件をまとめた。 ・幅広い層への周知を目的に「自動車アセスメントってなに？」と題した漫画冊子を制作した。この冊子では、とあるイベントで展示された試験済み車両に関心を持った来場者に対して、あるナスバ職員が自動車アセスメントの概要をわかりやすく説明する様子を描いており、一般の方々のみならず各主管支所等の職員にとっても参考になる構成となっている。令和８年度からの配布を予定している。 ・現在、各地域のイベント等で来場者アンケートを取得しているが、その結果はデータベース化されておらず、統計的にも有効活用できていない。このため、これらの結果をデータベース化し、広報効果や認知度の推移を継続的に把握するとともに、傾向等を分析できる基盤としてアンケートシステムを構築した。令和８年度からの活用を予定している。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－1	業務改善の取組 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。	＜主要な業務実績＞ ・運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習について、令和6年度に導入した「eラーニング方式」による講習（eナスバ）を積極的に周知するとともに、令和7年2月に導入した貨物軽自動車運送事業者を対象とした貨物軽自動車安全管理者講習においても、eナスバによる受講を可能としたことで、ICT技術を活用したユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を引き続き図った。 ・「コーポレートカード」（法人名義のクレジットカード）を導入することにより、経理手続きの簡素化を実現するとともに、生成AIのアカウントを導入する等、職員の業務効率化に係る取り組みを実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B eナスバによる受講機会の拡大やコーポレートカードの導入、生成AIの導入等により、利用者の利便性向上及び職員の業務負担軽減を実現し、効率的な業務運営体制を確保していることから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 今後も引き続き事業全般の精査・見直しを行う。	評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－2	業務改善の取組 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取組の推進		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	一般管理費予算額、 決算額	—	—	(予算額) 243 百万円 (決算額) 242 百万円	(予算額) 236 百万円 (決算額) 235 百万円	(予算額) 228 百万円 (決算額) 228 百万円	(予算額) 220 百万円 (決算額) 220 百万円		
	一般管理費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、令和3 年度比で 15%以上削減	—	(計画) 令和3年度予算の 3.0%以上に相当 する額を削減 8 百万円 (実績) 3.44% 9 百万円	(計画) 令和4年度予算の 3.09%以上に相当 する額を削減 8 百万円 (実績) 3.38% 8 百万円	(計画) 令和5年度予算の 3.19%以上に相当 する額を削減 8 百万円 (実績) 3.22% 8 百万円	(計画) 令和6年度予算の 3.30%以上に相当 する額を削減 8 百万円 (実績) 3.39% 8 百万円		
	達成度	—	—	114.5%	109.5%	101.02%	102.65%		
	業務経費予算額、決 算額	—	—	(予算額) 3,524 百万円 (決算額) 3,519 百万円	(予算額) 3,452 百万円 (決算額) 3,450 百万円	(予算額) 3,380 百万円 (決算額) 3,376 百万円	(予算額) 3,308 百万円 (決算額) 3,307 百万円		
	業務経費削減割合、 削減額	中期目標期間の 最後の事業年度 において、令和3 年度比で 10%以上削減	—	(計画) 令和3年度予算の 2.0%以上に相当 する額を削減 72 百万円 (実績) 2.12% 76 百万円	(計画) 令和4年度予算の 2.04%以上に相当 する額を削減 72 百万円 (実績) 2.10% 74 百万円	(計画) 令和5年度予算の 2.08%以上に相当 する額を削減 72 百万円 (実績) 2.21% 76 百万円	(計画) 令和6年度予算の 2.13%以上に相当 する額を削減 72 百万円 (実績) 2.17% 73 百万円		
	達成度	—	—	105.9%	103.0%	106.3%	101.80%		

6年度予算額は、7年度予算額及び決算額との比較対照のため組替え掲記したものである。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	② 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、令和3年度比で10%以上削減する。 ③ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」	② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減します。 ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で10%以上削減します。 ④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成	② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和8年度末までに、令和3年度比で15%以上削減するため、令和7年度において、令和6年度予算の3.30%に相当する額を削減します。 ③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、令和8年度末までに、令和3年度比で10%以上削減するため、令和7年度において、令和6年度予算の2.13%に相当する額を削減します ④ 「独立行政法人	＜主な定量的指標＞ ・一般管理費削減割合 ・業務経費削減割合 ＜その他の指標＞ ・一般管理費予算額、決算額 ・一般管理費削減額 ・業務経費予算額、決算額 ・業務経費削減額 ＜評価の視点＞ ・一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。 ・契約の競争性及び透明性が確保されているか。	＜主要な業務実績＞ ・一般管理費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減を積極的に取り組み、年度計画（令和6年度予算に対し▲3.30%削減）を上回る経費削減（▲3.39%）を達成。 ・業務経費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、年度計画（令和6年度予算に対し▲2.13%削減）を上回る経費削減（▲2.17%）を達成。 ・公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、「令和7年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定。 ・計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、「令和7年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」に基づく取組状況について、企画競争及び新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施。	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和6年度予算に対し、一般管理費3.30%、業務経費2.13%以上の削減を図っている。 「令和7年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取組を着実に実施しており、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、経費削減を積極的に取り組むとともに、更なる調達の合理化に向けて取り組む。	評定	

	(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行及び運営費交付金の適切か	27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。 具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。 また、企画競争や新たに競	における調達等合理化の取組の推進について」 (平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。 具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。 また、企画競争や新たに競				
--	--	---	--	--	--	--	--

	つ効率的な使用に努める。	争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。	の案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、引き続き調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。				
--	--------------	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－1－3	外部評価の実施、公表		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注 6）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注 6）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注 8）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 （注 8）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。	＜主要な業務実績＞ ・令和 8 年 6 月 19 日に「第 45 回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、令和 7 年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について外部有識者による評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。 なお、これに先立ち、令和 7 年 12 月 24 日に「第 44 回業績評価等のためのタスクフォース」を開催し、外部有識者に対して、令和 7 年度上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。	＜評定と根拠＞評定：B 業務の改善状況等について、外部評価を受け、その評価を踏まえた業務運営を実施していること及びその内容をホームページに着実に公表していることから、年度計画を達成しているものと判断し、B 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	評定	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2－2	業務のデジタル化及びシステムの最適化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。	情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年	＜主要な業務実績＞ ・引き続き、「行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）」に基づき、法人文書の作成から保管まで一元管理を行うことにより利便性の向上及び機能面・管理面の強化を図るため、文書管理システムを活用した。同システムの活用により、決裁文書の電子化（ペーパーレス化）を推進し、書庫整理に係る負担の軽減及びシステム内の文書検索が容易になるなど業務の効率化を図った。職員から、決裁の迅速化やペーパーレス化を通じた業務効率化が図られたとの意見が寄せられていることを確認した。 ・引き続き、人事給与システムを活用することにより、給与明細や年末調整をWEB化し、利用する職員の利便性を高め、紙による手続きや郵送の手間を無くし、事務処理に係る負担の軽減及び郵送料の節約を図った。職員から、人事給与・年末調整業務のWEB化により、給与明細等の配布・管理や年末調整申告書作成が効率化されたとの意見が寄せられていることを確認した。 ・引き続き、勤怠管理システムを利用することにより、配下職員等の超勤時間や年休取得日数などが視覚的に表示され、勤怠管理の効率化を図った。また、人事情報が一括で取込みが可能になり、異動時の事務担当者の作業量の軽減化を行った。 ・令和7年度に財務会計システムによる公印の電子化の運用開始により、押印作業が不要となり、毎回の押印	＜評価と根拠＞評価：B 「行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）」に基づき、法人文書の作成から保管まで一元管理を行うことにより利便性の向上及び機能面・管理面の強化を図るための文書管理システムの活用、給与明細や年末調整のWEB化により利用する職員の利便性を高めるための人事給与システムや配下職員等の超勤時間・年休取得日数などが視覚的に表示され、異動時の事務担当者の作業量の軽減化を図るための勤怠管理システムの活用にも取り組み、機構内部の情報システムの適切な整備及び管理を促進している。 また、昨年度に引き続き、BYOD（Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）により出張時等にメール及び法人内電子掲示	評価	

				12 月 24 日デジタル大臣決定) に則り、情報システムの適切な整備及び管理を図っているか。	や押印ミスに伴う再印刷等の手間が解消され、請求書発行業務の作業時間が削減された。特に、年間を通じて発行件数の多い経理部及び主管支所等においては、累積的な時間短縮効果やヒューマンエラー防止の面で一定の効果が認められ業務の効率化が図られた。 ・引き続き、講習・認定セミナー予約システムの入力機能を活用した。同システムの活用により、民間企業が提供している法人企業データベースと予約システムが連携する仕組みにすることにより、常に最新の事業者情報を得ることができることから、事業者名の登録ミス等の確認・修正に係る作業負担の大幅な軽減化を図った。 ・引き続き、運行管理者等指導講習の基礎講習及び一般講習について、「対面方式」、「動画視聴方式」及び「eラーニング方式」による講習（eナスバ）」を実施した。eナスバの導入により、職員の事前準備（会場予約、会場設営、配布資料準備）が不要となるとともに、講習当日（予約受付、手数料収受、修了証明など）の業務が電子化され、支所での講習業務の大幅な軽減が図られた。また、受講者側には、会場までの移動時間及び交通費等の削減、スキマ時間の活用が可能になり、ユーザー利便性が向上した。eナスバの導入および講習手帳の廃止により、手帳の作成・押印・再交付に係る業務が不要となり、指導講習業務および職員等の負担が大幅に軽減された。 ・引き続き、貨物軽自動車運送事業者に対し、「貨物軽自動車安全管理者の選任」にあたり、事前の受講が必要となる「貨物軽自動車安全管理者講習」を「eラーニング方式」による講習（eナスバ）で開講した。受講者側には、会場までの移動時間及び交通費等の削減、スキマ時間の活用が可能になり、ユーザーの利便性向上に寄与した。 ・引き続き、介護料ポータルサイトの活用により、介護料受給者がお手持ちのスマホやタブレットから、「いつでも・どこでも」下限額の介護料請求及び口座番号変更（介護料受給者本人の口座のみ）や各種登録情報・請求状況・支給履歴の確認、ナスバからのお知らせ、「介護料受給の手引き」や機関誌「ほほえみ」の閲覧ができるようになり、請求書の記載や郵便を出すなどの手続きの負担軽減や利便性の向上を図った。特に、年間請求件数の大部分を占める下限額の請求については、オンライン請求を可能にすることに伴い職員等の業務負担の大幅な軽減が可能となった。また、口座番号変更や「介護料受給の手引き」の閲覧については、介護料受給者からの問い合わせ件数の減少につながり、職員等の業務負担の軽減を図った。職員等から、受給者の問い合わせや対応時間の減少につながり、業務効率化とペーパーレス化が進展したとの意見	板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスを活用し、業務運営の効率化に資する環境を構築している。さらに、ホームページに音声読み上げ、文字拡大及びルビ振り等の機能を運用し、利用者のアクセシビリティの向上を図るとともに、電子決裁システム及びWEB会議システムを運用し、引き続き、業務の簡素化・効率化を促進している。 令和7年度に財務会計システムによる公印の電子化の運用開始により、押印作業が不要となり、毎回の押印や押印ミスに伴う再印刷等の手間が解消され、請求書発行業務の作業時間が削減された。特に、年間を通じて発行件数の多い経理部及び主管支所等においては、累積的な時間短縮効果やヒューマンエラー防止の面で一定の効果が認められ業務の効率化が図られた。 対外的には引き続き、講習・認定セミナー予約システムの受講者のための入力機能の活用や運行管理者等指導講習受講者のための「eラーニング方式による運行管理者等指導講習（eナスバ）」の運用、介護料受給者のための介護料ポータルサイトの利用を行い、ユーザー利便性の向上を図っている。 貸付・債権管理システムにおいては令和7年度、折衝記録の入力時に定型文やテン
--	--	--	--	--	--	--

				が寄せられていることを確認した。 ・貸付・債権管理システムにおいては令和7年度、折衝記録の入力時に定型文やテンプレートが選択可能となったことや、記録可能文字数の拡大、画面フォーマットの改善等により、入力・確認時間の短縮や作業効率の向上が図られた。また、債務承認書取得日や債務名義取得日等をシステム上で管理できるようになったことで、消滅時効の管理が明確化され、要折衝者の抽出や優先順位付けが容易になるなど、債権管理の適正化に寄与しており、業務の効率化が図られた。 ・引き続き、各種会議、研修等において各職員の業務用パソコンを活用することにより資料のペーパーレス化の促進を図った。 ・引き続き、BYOD（Bring Your Own Device：個人所有のスマートフォン等）により出張時等にメール及び法人内電子掲示板システムの利用を可能とするクラウドサービス及びチャット形式での連絡や複数名でのデータや資料の共同編集を可能とする機能を有し、本部・支所間や支所間でコミュニケーションをとりつつ共同作業を行うことが可能なクラウドサービスにより、業務運営の効率化を図った。 ・職員から、スマートフォン等によるメール・ガルーン閲覧により、外出時の情報確認やスケジュール管理が可能となり、業務の利便性向上に寄与したとの意見が寄せられていることを確認した。 ・引き続き、WEB会議システムについては、組織内外での会議・研修のみならず、日常的な業務打合せに活用することにより、コミュニケーションツールとしての運用を行い、業務の簡素化・効率化を促進した。 ・引き続き、音声読み上げ、文字拡大、ルビ振り等の機能により、障害者・高齢者を始めとして誰もが当機構のホームページにアクセスできるようアクセシビリティの向上を図った。 ・引き続き、FacebookやYouTube、X（旧Twitter）を運用し、利用者への情報提供充実・強化を図った。 ・引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーにシステムの専門知識を有する職員を配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認、システムの最適化に関する助言を行う体制を維持した。 ・引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーの下、各部署で管理しているシステムの契約・更新状況、保守業務に関する内容及びシステム関連の課題等を一元的に把握し、情報システム台帳や契約状況一覧表で管理することにより、システム改修の機会を捉え、システムの最適化を行う体制としている。	プレートが選択可能となったことや、記録可能文字数の拡大、画面フォーマットの改善等により、入力・確認時間の短縮や作業効率の向上が図られた。また、債務承認書取得日や債務名義取得日等をシステム上で管理できるようになったことで、消滅時効の管理が明確化され、要折衝者の抽出や優先順位付けが容易になるなど、債権管理の適正化に寄与しているおり、業務の効率化が図られた。 上記のとおり、システムの最適化を推進するための体制を維持し、システム構築・改修時に業務運営の簡素化及び効率化について着実に検討・実施していることから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 <課題と対応> デジタル技術の利活用による利用者の利便性の向上や業務運営の効率化について検討し、順次改善を進め、情報システムの適切な整備及び管理を図る。	
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。	独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に	独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。 また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を実施しているか。	<主要な業務実績> ・令和7年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。	<評価と根拠>評価：B 独立行政法人会計基準の改訂等に基づき、第3四半期末までに予算と実績の管理を踏まえた支出予算実施計画及び収益化基準の単位としての業務毎に運営費交付金配分の見直しを実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 <課題と対応> 引き続き、予算と実績の管理を実施するとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。	評価		

	また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。	分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。	分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。				
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－2	自己収入等の拡大		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	療護センターにおける外部検査受入件数	－	10,149 件	6,203 件	6,031 件	6,737 件	7,091 件		
	療護センターにおける外部検査収入	－	110 百万円	75 百万円	73 百万円	77 百万円	76 百万		
	自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数	－	3 車種	4 車種	5 車種	1 車種	0 車種		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・療護センターにおける外部検査収入 ・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数 <評価の視点> ・高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を	<主要な業務実績> ・外部検査の受託については、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器（MRI、PET 等）を活用した外部検査の受入に努めている。中部療護センターに隣接していた病院が令和4年1月に移転したため、前中期目標期間最終年度値に比して外部受託件数の大幅な減少につながっている。各療護センターにおける積極的な周知活動を行った結果、一定の成果に繋がり、7,091 件（対前年度比 +354 件、+5.3%）の外部検査を受託し、7,597 万円（対前年度比▲64 万円、▲0.8%）の収入を得た。 ・安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を継続して提供する観点から、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を確実に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討している。	<評定と根拠>評定：B 外部検査の受託については、地域医療への貢献のため積極的に検査受入に努め、各療護センターにおける周知活動を積極的に行った結果として、一定の成果に繋がったこと、また、安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を確実に実施していく必要があるため、受益者負担の適正化に関して慎重に検討していること、さらに自動車メーカー等からの委託試験については、新たに新車として販売開始された車種が少なく、対象	評定	

	縮を図る。	縮を図ります。	縮を図ります。	通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取組が着実になされているか。 ・安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。 ・メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。	・自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験は、新たな新車として販売開始された車種が少なく、対象となる車両の選定が困難であったため、結果的には委託試験には至らなかった。ただし、委託試験の実施に向けて自動車メーカー等に対して定期的に呼び掛けを行った。	となる車両の選定が困難だったため、結果的には委託試験には至らなかったが、委託試験の実施に向けて自動車メーカー等に対して定期的に呼び掛けを行ったことにより、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ ・引き続き、外部検査の受入を積極的に行い、地域医療への貢献、受託収入の確保に努める。 ・民間参入状況と全国一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会、幅広いサービス提供の継続性の観点を踏まえ、受益者負担の適正化に関しては今後も慎重に検討する必要がある。	
--	-------	---------	---------	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－3	保有資産の見直し		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。	＜主要な業務実績＞ ・保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討を実施した。	＜評定と根拠＞評定：B 保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を実施するとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。	評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
		予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。	予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を 1,400 百万円とします。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 短期借入は行わなかった。	<評価と根拠> －	評価	－	
							－		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		なし	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> －	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		なし	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠> －	評価	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3－7	剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
		利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 実績なし。	＜評定と根拠＞ －	評定	

4. その他参考情報						
目的積立金等の状況						
(単位：百万円、％)						
	令和4年度末 (初年度)	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末 (最終年度)	
前中期目標期間繰越積立金	718	717	717	717		
目的積立金	－	－	－	－		
積立金		91	758	1,276		
		－	－	－		
その他の積立金等	－	－	－	－		
運営費交付金債務	21	591	913	3,583		

当期の運営費交付金交付額(a)	7,679	9,626	10,395	12,140	
—	—	—	—	—	
当期運営費交付金残存率 ((b) ÷ (a))	—	—	—	—	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－1	内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、コンプライアンスの推進及びリスク管理の徹底等による内部統制システムの充実及び監事機	(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化	(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・内部統制の仕組みが計画に基づき、実施し、点検・検証し、見直しを行うなどの内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上につながっているか。 ・適切な情報セキュリティ対策がPDCAサイクルにより運用され	(1) 内部統制の充実強化 1) 業務運営方針等の見直し・周知 ・タグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」の制定を受け、引き続き、令和4年6月に策定した第5期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」について、理事長自ら主管支所等へ訪問し、周知を行うことに加え、各種研修及び会議体における訓示や法人内電子掲示板システムへの掲示等あらゆる機会を通じて、浸透を図った。 ・引き続き、「ナスバ人材育成方針」において示されている人事運用のあり方や人材を育成していくための取組の方向性について、各種研修及び会議体における訓示や法人内電子掲示板システムへの掲示等により、浸透を図った。 ・引き続き、社会情勢の変化や業務内容の見直しを踏まえ、必要な規程類の整備を図るため、理事会において審議を行い、規程類の一部改正を実施した。 ・法人内電子掲示板システムに理事長訓示、最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、規程類やマニュアル等を随時確認できる仕組みを構築している。	<評定と根拠>評定：B 内部統制については、引き続き、令和4年6月に策定した第5期中期計画における機構が今後進むべき方向を示した「NASVAWAY2026」及び令和6年9月に策定したタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を理事長自ら現地へ訪問し周知を行った。社会情勢の変化や業務内容の見直しを踏まえ、必要な規程類の整備を図るため、理事会において審議を行い、規程類の一部改正を実施した。各種研修及び会議体における周知や法人内電子掲示板システムへの掲示等により浸透を図るなど、役職員等間の風通しの良い組織づくりに取り組んだ。	評定	

	能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。 さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。 また、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 （2）情報セキュリティ対策	及び人材育成担当）や関連部署との連携により、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。 さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、	本部から現場まで一体となり、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、各種会議体において取り組みの進捗を把握し、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、必要に応じて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。 さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを引き続き徹底します。また、各	て見直しが図られているか。	2）業務の改善・風通しの良い組織づくり ・風通しの良い職場環境を構築するため、全職員等に対し、エンゲージメントサーベイ（意識調査）を実施することにより現状の組織課題の可視化、全職員等の満足度などを把握し、その調査結果を全職員等に公表した。 ・引き続き、理事長と職員等が直接交流できるスペース「Villa Nakamura ～理事長トークタイム～」を法人内電子掲示板システムに設置し、理事長と職員等との距離感を縮めることに努めた。 ・引き続き、各種会議における意見交換の他、理事長等が地方機関へ出向いての職員等との対話、理事・本部部長等と主管支所長との定期的な WEB 会議システムによる対話、担当職員等と主管支所次長とチャット形式を使用した対話や情報共有等により幅広く意見交換を行い、建設的な意見等を吸い上げ、業務改善に繋げた。 ・引き続き、主管支所マネージャー（総務・経理担当）会議、主管支所マネージャー（安全指導業務担当）会議、主管支所マネージャー（被害者援護業務担当）会議において、地方機関からの意見・要望・提案を共有し、本部と各主管支所が対話を重ねたうえで、対応方針を決定し、業務の見直し等に繋げた。会議内で共有した意見・要望・提案や対応方針は、法人内電子掲示板システムに掲示し、全役職員等間においても共有した。 3）コンプライアンスの徹底 ・引き続き、コンプライアンスに対する職員等の意識向上のため、本部の部署単位または支所単位ごとに、①ミスの防止や規程類等の知識向上及び不正の防止、即ち、a. 追い込まれた、b. 上司が指示、c. 前任者から実施といった状況でも規程違反をはねつけられる強いコンプライアンス意識の醸成に繋がる活動か。②ハラスメント防止に関する行動目標が入っているか。③コンプライアンスを遵守する意識はあるにも関わらず、具体的な行動に結びつかないという課題への対応に繋がるか。④組織行動目標の活動状況について振り返る方法を定めているか、を	情報セキュリティ対策としては、引き続き、全役職員等に対して E ラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を実施するとともに、「マネジメント監査」にかかる指摘事項への対応、PMO 体制の更なる強化を図ることでセキュリティ対策に取り組んだ。以上を踏まえ、年度計画を達成しているものと判断し、B 評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）等を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うほか、内部統制の仕組みが有効に機能しているか、不断の点検・検証を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなどの内部統制システムの充実に努める。	
--	--	--	---	----------------------	---	--	--

	「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、関連する規程類を適時適切に見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。	全役職員間で共有することを徹底します。また、現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。 (2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。 また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への	種会議体において現場からの意見・要望を吸い上げること、及び現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。 (2) 情報セキュリティ対策 「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、CSIRTの構成員を中心とした情報セキュリティインシデント対応訓練、全役職員を対象とした標的型メール攻撃訓練、情報セキュリティ対策に関する教育などを実施し、情報セキュリティに関する役職員の意識を高めるとともに、サイバーセキュリティに関	ポイントとし、職員等皆でコンプライアンスの徹底のための行動目標を設定し、ミーティング・個別面談等で取組状況を振り返り、コンプライアンスの重要性を組織に浸透させた。 ・引き続き、法人内電子掲示板システムに最新の例規集や各種マニュアルを掲示し、ルールやマニュアルをすぐに確認できる仕組みを維持している。 ・引き続き、令和7年11月～令和8年1月に、「コンプライアンス実践・進捗状況のチェック(自己点検)」を役職員等に対して行い、現状のコンプライアンスに関する認識度を調査し、コンプライアンス委員会(令和8年2月)で、課題の抽出と対策を検討したうえで、改めてコンプライアンスの再徹底を図った(参考:コンプライアンスに対する意識と行動に関して、約96%の役職員等が「前年度に比べ向上した・前年度以前に向上した状態を維持している・変化しつつある」と回答)。 4) ハラスメント防止 ・本部及び地方機関の全ての職員等を対象に、ハラスメント防止を目的とした研修[令和7年11月から12月(動画視聴方式)]を実施した。eラーニング(動画)を視聴後、管理職による職場での話し合いを行うことで、ハラスメントの判断基準を理解し、予防に努めるとともに、発生時の適切な対応を習得することで、職員等一人ひとりの風通しの良い職場環境の構築に寄与するための意識向上及び醸成を図った。 ・引き続き、令和7年11月から令和8年1月に「コンプライアンス実践マニュアル」に関するEラーニングを実施し、浸透を図った。 ・引き続き、ハラスメント/コミュニケーションに関する研修を階層別研修に組み込み、ハラスメント防止の意識を醸成した。 ・引き続き、法人内電子掲示板システムにニュース記事等を参考に実際に起こった事例を「一般的なハラスメント事例」として毎月掲示し、どのような行為がハラスメントとなり得るか、意識付けを行った。 ・引き続き、令和7年8月に「全職員等へのハラ		
--	--	---	--	---	--	--

		防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。	する昨今の情勢を踏まえ、保有個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組めます。 また、情報セキュリティ委員会や本部横断的な情報システム管理運用体制により、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。		スメント防止に関するEラーニング」を実施しハラスメントに関する理解を深めたうえで、「自己チェックによる行動の振り返り」及び「職場環境匿名アンケート」を行い、ハラスメント防止に関する意識付けを行った。 ・全役職員等に対して、令和7年7月にハラスメントに関する注意喚起を周知し、各所属長に対して、会議やミーティング等において定期的なハラスメント防止に向けた意見交換を実施するように指示した。また、「独立行政法人自動車事故対策機構におけるハラスメントの防止等に関する規程」に定める「ハラスメントをしないために役職員等が認識すべき事項」、各規程に定める懲戒処分を受けた場合の随伴効果（昇給、勤勉手当等）を整理した資料を作成して周知することにより、ハラスメント防止に関する意識付けを行った。 5) リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有 ・引き続き、顕在化したリスクについては、リスク内容に応じた柔軟な報告経路とし、更なる報告の効率化、迅速化を図るとともに、確実に関係者に報告する連絡体制を維持し、報告されたリスク情報は、本部関係部署が原因分析・再発防止策を精査した。また、報告されたリスクの概要については、月毎に取り纏め、法人内電子掲示板システムで横展開し、「他山の石」として研修資料や注意喚起資料として活用した。 ・引き続き、業務リスクに伴うインシデントを未然に防止するため、リスク管理委員会（令和7年5月、令和8年3月）を開催し、リスクの発生状況、内容、原因、再発防止策等を評価し、優先順位の上位かつ低減対策をとる必要があるリスクに係るチェックリスト（自己点検表）の見直しを行った。 ・引き続き、地方機関におけるリスク管理は地方機関の長の力量に大きく委ねられていることに鑑み、令和7年6月から7月に管理職の強化育成の一環として地方機関の管理職及び本部マネージャーを対象としたリスクマネジメントに関するEラーニングを実施し、リスク管理の強化	
--	--	--	--	--	---	--

					を図った。 6) 継続的な業務改善・業務効率化の推進 ・引き続き、地方機関において職員等のコンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担う主管支所次長が各支所において業務が適正に行われているか確認する業務適正化業務として、業務の適合性のみならず、業務の効率性や有効性の観点から業務遂行状況を確認し、創意工夫や無駄を省く意識を維持し続けるための助言や指導を行う等により業務改善・業務効率化を図った。 7) 内部統制に係る役職員等への教育の充実 ・引き続き、役職員等に対する研修、訓練及び個別学習を以下のとおり行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員等一人ひとりの意識改革、情報の共有を徹底した。 ① 新規採用職員研修 令和7年4月の研修においては、本部における集合研修を4日間、WEB会議システムによる研修を4日間実施し、機構の基本方針等の基本的事項をはじめ、就業規則や独立行政法人評価制度、経理業務、ビジネスマナー等に関する研修を実施するとともに、千葉療護センター施設の見学を通して、自動車事故被害者の現状や療護センターの役割等について研修を実施し、業務遂行上必要となる基礎知識等の習得を図った。 ② 階層別職員研修 新任マネージャー研修[令和7年6月]、チーフ研修[令和7年5月]、チーフフォローアップ研修[令和7年7月]、スタッフフォローアップ研修[令和7年9月]において、コンプライアンスに関する事例等を題材にしたグループワークを行う等、職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性、階層別の責任、機構職員としての責任のあり方を考える機会とし、意識の醸成を図った。 ③ 管理職による支所内でのディスカッション ハラスメント防止については、管理職が中心	
--	--	--	--	--	---	--

					となり、本部及び地方機関の全職員等を対象に、ディスカッションを取り入れた取組を実施した。具体的には、eラーニング（動画）視聴後に管理職が部下職員等と職場で話し合いを行うことにより、ハラスメントの判断基準への理解を深めるとともに、予防に向けた意識向上及び醸成を図った。これにより、職員等一人ひとりが参画する風通しの良い職場環境の構築に寄与するとともに、管理職のリーダーシップの醸成にもつながった。 ④ 会議体 主管支所長等会議・全国支所長等会議[令和7年4月]において、機構の基本理念・方針の浸透、部下の育成、業務の管理・改善、コンプライアンスの徹底について研修を実施し、支所長としての意識のあり方を共有した。 ⑤ 標的型メール攻撃訓練 機構のメールアドレスを有する全役職員等をランダムに3グループに分けて、Emotet（エモテット）と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型メール攻撃訓練[令和8年1月～2月]を実施し、標的型メールとして認識できるか、不審なメールを受信した場合の報告及び初動対応等について訓練を行った。 その結果や課題については、「情報セキュリティ委員会・保有個人情報等の適切な管理のための委員会合同開催[令和8年3月]」において共有するとともに、開封者や未報告者に対しては、標的型メール攻撃に関する再教育を実施した。 ⑥ 個別学習プログラム 就業規則に関するEラーニング[令和7年4月～5月]を、全職員等を対象として実施するとともに、ハラスメント防止に関するEラーニング[令和7年8月]、コンプライアンスに関するEラーニング[令和7年11月～令和8年1月]、個人情報保護・情報セキュリティに関するEラーニング[令和7年10月～11月]を、全役職員等を対象として実施した。また、リスクマネジメントに関するEラ	
--	--	--	--	--	--	--

					ーニング[令和7年6月～7月]を、管理職を対象として実施した。 8) 内部統制のモニタリング 令和7年11月に内部統制推進責任者会議を開催し、各主管支所の災害対策やリスク管理の取組について推進状況をモニタリングした。 また、令和8年3月の内部統制委員会において令和7年度の内部統制の取組状況、内部監査の実施状況をモニタリングし、次年度の取組方針を審議した。 9) 内部監査等の強化 内部監査等については、監事監査26箇所、会計内部監査22箇所（うち臨時監査2箇所）、業務内部監査23箇所実施（うち臨時監査3箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。 また、内部監査において管理職を中心としたコンプライアンスに関するヒアリングを重点的に実施するとともに、期中の規程改正に応じた監査を実施し、業務の適正化を図った。 10) 監事機能の実効性の向上 定期的に、理事長と監事との間で意見交換を行い、機構の適正な業務運営のあり方、早急に改善すべき課題への対応策等について活発に議論を交わし、内部統制の充実を図った。 11) 内部統制体制の強化 引き続き、総務・企画部門の審議役に、機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する職員を配置するとともに、すべての主管支所に機構業務全般にわたり豊富な知識と経験を有する次長を配置し、業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う等、内部統制体制の強化を図っている。 (2) 情報セキュリティ対策 1) 情報セキュリティに係る教育の実施 引き続き、全役職員等に対して、情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえたEラーニングを令和7年10月～11月に実施するとともに、Emotet（エモテット）と呼	
--	--	--	--	--	---	--

					ばれるウイルスへの感染を狙うメールを想定した標的型攻撃メール訓練を令和8年1月～2月に実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム（CSIRT）に所属する職員に対しては、インシデント発生未然防止に関する訓練を令和7年9月に実施した。 2) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応 引き続き、サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）により実施された「マネジメント監査」にかかる指摘事項に基づき、理事会に報告の上、ホームページの脆弱性対策としてツールを使用した本来の脆弱性診断を令和8年2月に実施した。 3) 機構内各種システムの統制強化 令和2年4月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を、引き続き、最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できる体制を維持している。 また、「独立行政法人自動車事故対策機構の情報化統括責任者の設置及び情報システム管理運用体制に関する達」の改正に伴い配置した「情報システム管理運用体制」とするPMOに引き続き外部専門支援要員人材を採用し、情報システム全体の管理運用及びセキュリティ対策の実効性向上を図った。 4) 地震災害に係る対応 地震災害にかかる対応については、全役職員等の安否確認や支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施するとともに、防災週間（令和7年9月）において、万一の地震災害等の発生に対処するため、全役職員等参加の安否確認訓練及び支所施設等の被害状況の報告訓練を実施した。実際に、震度5弱以上の地震が発生した際や特別警報が発令された際には、発生地域の役職員等の安否確認を迅速に行ってい	
--	--	--	--	--	--	--

					る。		
--	--	--	--	--	----	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－2	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和４年度）4－⑩ 行政事業レビューシート事業番号 189

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	４年度	５年度	６年度	７年度	８年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	・千葉療護センター：建替え設計 ・千葉療護センター：超音波診断装置更新 ・東北療護センター：ＣＴ装置更新 ・東北療護センター：非常用自家発電機更新 ・東北療護センター：貫流ボイラー更新 ・東北療護センター：昇降機設備（西棟）更新 ・岡山療護セン	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・中期計画及び年度計画に沿って適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるか。	＜主要な業務実績＞ 年度計画に基づき、施設・設備の整備を行った。 なお、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、一般競争入札及び企画競争により相手方を選定した。 ・千葉療護センター 建替え設計（※） 超音波診断装置更新（※） 医用画像診断支援システム（PACS）更新（前年度繰越分） デジタル脳波計更新（前年度繰越分） エレベータの制御盤更新（前年度繰越分） 生化学自動分析装置更新（前年度繰越分） ・東北療護センター ＣＴ装置更新（※） 非常用自家発電機更新（※） 貫流ボイラー更新 昇降機設備（西棟）更新（※） デジタル脳波計更新（前年度繰越分） ・岡山療護センター リハビリ棟設計（※）	＜評定と根拠＞評定：B 中期計画に基づく設備等について、年度計画に沿って適切に整備し、年度内の完了が困難となったものについては、適切に繰り越した。また、調達にあたっては必要性を厳正に検証し、会計規程に則って公正性・透明性を確保したことから、年度計画を達成しているものと判断しB評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、設備等の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	評定	

			ター：リハビリ棟設計 ・岡山療護センター：電子カルテ更新 ・岡山療護センター：核医学画像診断装置（SPECT）更新 ・岡山療護センター：生化学自動分析装置更新 ・岡山療護センター：X線画像診断装置更新 ・中部療護センター：高圧ケーブル及び高圧機器設備更新 ・中部療護センター：PET薬剤製剤用ホットラボ調剤室内改修 ・中部療護センター：昇降機設備（病棟用）更新 ・中部療護センター：X線撮影装置更新 ・中部療護センター：高圧蒸気滅菌装置更新 ・千葉療護センター：医用画	電子カルテ更新（※） 核医学画像診断装置（SPECT）更新 生化学自動分析装置更新（※） X線画像診断装置更新 厨房修繕工事（前年度繰越分） ・中部療護センター 高圧ケーブル及び高圧機器設備更新（※） PET薬剤製剤用ホットラボ調剤室内改修（※） 昇降機設備（病棟用）更新（※） X線撮影装置更新 高圧蒸気滅菌装置更新 ポジトロン断層撮影装置（PET）更新（前年度繰越分） 避難スロープひび割れ補修工事（前年度繰越分） ・療護センター 老朽化対策（※） ※ 年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。		
--	--	--	--	---	--	--

			像 診 断 支 援 シ ス テ ム (P A C S) 更 新 ・千 葉 療 護 セ ン タ ー : デ ジ タ ル 脳 波 計 更 新 ・千 葉 療 護 セ ン タ ー : エ レ ベ ー タ の 制 御 盤 更 新 ・千 葉 療 護 セ ン タ ー : 生 化 学 自 動 分 析 装 置 更 新 ・東 北 療 護 セ ン タ ー : デ ジ タ ル 脳 波 計 更 新 ・岡 山 療 護 セ ン タ ー : 厨 房 修 繕 工 事 ・中 部 療 護 セ ン タ ー : ポ ジ ト ロ ン 断 層 撮 影 装 置 (P E T) 更 新 ・中 部 療 護 セ ン タ ー : 避 難 ス ロ ー プ ひ び 割 れ 補 修 工 事 ・療 護 セ ン タ ー : 老 朽 化 対 策				
--	--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3－1	人事に関する事項 人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに将来を担う職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくこと	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ ・給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数） ＜評価の視点＞ ・給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表しているか。	＜主要な業務実績＞ 役職員の給与水準について ○ 給与水準の適正化に向けた取組 国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和7年4月から役員報酬を7,000円～25,000円引上げ、職員の俸給月額を平均3.4%（初任給（大卒程度）については、12,000円の引上げ）の引上げを行った。また、令和7年12月期において役員賞与の0.05月分、職員賞与の0.05月分の引上げを行った。 ○ 令和7年度の給与水準（ラスパイレス指数） 国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、令和7年度の給与水準（ラスパイレス指数（年齢勘案））は101.3となった。（前年度 102.7 前々年度 104.4）	＜評定と根拠＞評定：B 国家公務員の給与改定等に準拠した給与水準の適正化等により、役職員給与について全般的に見直しを図っていることから、年度計画を達成しているものと判断し、B評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証し、給与水準の適正化を図る。	評価	

	により、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。						
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－3－2	人事に関する事項 人材の活用・育成		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。 さらに将来を担う職員の資質の向	産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに将来を担う職員の資質の向	高いモチベーションと専門性を有した人材の育成に必要な取り組みを示した「NASVA 人材育成方針」を随時改定し、各階層に求められる知識やスキルを習得させるほか、ニーズに即した職務遂行力の向上に資する研修を実施します。また、安全指導業務、被害者援護業務等の各業務の質の向上を図るための専門研修及び専門的資格習得の支援を実施します。加えて、職員の個別の状況を踏まえた育成計画に則って、OJT 等を実施し、職員の資質	＜主な定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・「ナスバ人材育成方針」を随時改訂し、次代のナスバを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、能力・実績を適正に評価する仕組み	＜主要な業務実績＞ 1) 社会情勢や事業環境の変化に対応するため、採用活動を次のとおり拡充し、優秀な人材の確保の取組を実施した。 ① 新規採用への取組 ・「大学への採用活動取組Q&A」による各支所の地元大学の企業研究会や企業説明会への参加、及び地方機関においてインターンシップの実施、若手職員による採用プロジェクトチームを設置した学生目線の取組等積極的なリクルート活動により、10 名を採用した。 ・ナスバオールで統一的かつ戦略的な採用活動を実施することを目的として「全国採用担当者会議」において、外部講師による新卒採用の市場感や学生の動向・特徴を学ぶこと、そして各主管支所の採用担当職員に加え若手職員が討議を行い、今後の採用活動に向けた検討を進めた。 ・また、昨年度同様、遠方受験生の負担に配慮しオンラインでの面接を実施した。 ・更に、国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和 7 年 4 月から職員の俸給月額を改定し、初任給（大卒程度）について 12,000 円の引上げを行った。 ② 社会人経験採用への取組 より多くの応募者から優秀な人材を確保することを目的として、産業カウンセラー（又は	＜評定と根拠＞評定：A 社会情勢や事業環境の変化に対応するため、採用活動の取組を拡充し、次代のナスバを担う新規採用者 10 名、即戦力となる社会人経験者 9 名の人材を確保した。 また、引き続き、採用活動にあたり、統一的かつ戦略的な採用活動を実施するため、全国採用担当者会議を設置し、外部講師による学生の動向・特徴や、学生に対する PR 手法を学ぶ研修を盛り込み、採用担当者の力量を向上させるとともに、地方機関においてインターンシップの実施や若手職員主体の採用プロジェクトチームによる効果的な取組を実施した。 さらに、国家公務員給与法の一部改正に準拠して、令和 7 年 4 月から職員の俸給月額を改定し、初任給（大卒程度）	評定		

	上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用・育成強化を図るとともに、職員のモチベーションの向上を図る。	画の策定により職員の資質向上・ノウハウの取得を促進するなど育成強化を図ります。さらに、多様な経験・研鑽による人材育成、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用することにより、人材の有効活用を図ります。 これらの取組が有効に行われるよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長（業務適正化及び人材育成担当）や関係部署との連携により実施していきます。	向上やスキルアップを図ります。 これらの取組は、有効に機能するよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長や関係部署とが連携して実施します。 さらに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行い、また、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用し、人材の有効活用を図ります。	を適切に運用し、人材の有効活用を図っているか。 ・産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。 ・事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図っているか。 ・全職員を対象に個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT等を実施し、職員の資質向上やスキルアップを図っているか。 ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。	交通心理士）資格保有必須を緩和して公募をかけ、同資格未保有のナスバ事業に関連する民間等の経歴を有する者から即戦力となる人材を9名採用した。また、昨年度同様、受験生が働いていることや家庭事情等に配慮しオンラインでの面接を実施した。なお、社会人経験採用職員について、直接、指導を受けられる体制が整っている支所へ配置するとともに、早期に個々の特性に応じた個別育成プログラムを策定し、必要に応じた研修やOJT等を実施し、即戦力化を図った。 2) 管理職としての意識及び知識を向上させ、管理職の強化を図るため、次の研修を実施した。 ① 理事長自らが講師となって、果たすべき新たな役割等を強く認識させるため、令和7年4月に主管支所長に対して、主管支所長研修を実施し、主管支所長から決意表明を行った。 ② 研修資料として、支所長マニュアルを活用し、支所長の役割の重要性を認識させるとともに、支所運営に必要な意識・スキル、知識の習得を図るため、令和7年4月に新任支所長に対して、新任支所長等研修を実施した。 ③ コンプライアンスの徹底と意識の醸成を目的として、令和7年4月に本部管理職、主管支所長及び支所長に対して、主管支所長等会議及び全国支所長等会議においてコンプライアンスに関する研修を実施した。 ④ 教育実施者と育成対象者を明確にし、教育実施者が各育成対象者の弱みを補い、強みを伸ばす等の育成計画を個人毎に作成して人材育成を図る「個別育成プログラム」の実効性を向上させることを目的に、育成対象者が自身の振り返りを兼ねて個別面談ヒアリング用メモを作成し、教育実施者は当該個別面談ヒアリング用メモを参考に、特に深掘りが必要な項目に絞って効率的・効果的に個別面談できる仕組みに改善する取組を、新任支所長に対して、令和7年4月に新任支所長等マネジメント研修、令和7年6月に新任マネージャーに対して、新任マネージャー研修を実施した。 ⑤ 組織マネジメント及び職員等の健康管理の観点から、管理職の知識習得や意識の醸成が必要不可欠であるため、全国管理職を対象とした産業医によるオンライン講話を、今年度も引き続き実施した。 3) “自動車事故を無くしたい”という組織の思い	について12,000円の引上げを行った。 “自動車事故を無くしたい”という組織の思いやビジョンを端的に表現した機構内外に発信するメッセージとして、昨年度制定したナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」について、理事長が会議や研修の訓示で職員に対して、込められた思いや「職員を大事にする経営」、「職員に寄り添った経営」なども伝達し、職員を大事にした人材の活用・育成の方向性を示した。 職員が妊娠・出産・育児・介護のために利用できる両立支援制度に加えて、人事担当者や職場の上司の配慮事項などをまとめた「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを加速した。夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実をより一層推進するため、取得期間について7月から9月までを6月から10月へ、取得日数について3日から5日へ拡充した。 令和7年度も、支所長マニュアルの見直しを図るために、支所長を対象にアンケートを実施し、今後の同マニュアルの利用・活用の推進や内容の改善等に役立てることを目的として、令和8年3月に支所長マニュアルを一部	
--	--	---	---	---	---	---	--

				やビジョンを端的に表現した機構内外に発信するメッセージとして、昨年度制定したナスバとして初めてとなるタグライン「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」や基本理念や行動指針について、主管支所等の訪問、会議・研修での訓示、法人内電子掲示板システムなどあらゆる機会を通じて、役職員等に対して、周知し、浸透・定着を推進した。次期中期計画を策定する上で、その方向性を検討する重要な時期であることを鑑み、「『めざすのは、自動車事故ゼロの社会。』に向けて第6期中期計画中に実現したいこと」をテーマに、主管支所ごとに主管支所長が主体となり管内全職員でテーマについて議論したうえ、施策案コンテストを開催した。次世代を担う若手職員が発表を行うことにより、主管支所等における中期計画等の浸透及びナスバが主体的に計画策定に取り組む意識の醸成を図った。 4) ハラスメントの判断基準を理解し、ハラスメントを予防するとともに発生してしまったときの対応を習得し、風通しの良い職場環境を構築して、職場内の心理的安全性や良好な人間関係を築くため、令和7年8月に役職員等に対して、「ハラスメント防止に関するEラーニング」を実施した。 5) 風通しの良い職場環境を構築するためには、ハラスメントの判断基準を理解し、ハラスメントを予防するとともに発生してしまったときの対応を習得することを目的として、令和7年11月～12月に全職員等に対して「ハラスメント防止研修」を実施した。eラーニング（動画）を視聴後、管理職による職場での話し合いを行うことで、eラーニング（動画）で得た知識や気づきを共有し、職場内でのハラスメント防止に向けた具体的な取り組みや改善点を話し合うことで、職員等一人ひとりにとって風通しの良い職場環境の構築を推進した。 6) 「コンプライアンスの推進の企画及び調整」、「人材開発の企画及び調整」を担うコンプライアンス推進・人材開発グループが引き続き、組織全体の更なる意識改革や風土改革に向けて、以下の取組を実施した。なお、令和7年度のコンプライアンス実践・推進状況を調査したところ、コンプライアンスに対する意識と行動に関して約96%の役職員等が「前年度に比べ向上した」、「前年度以前に向上した状態を維持している」、「変化しつつある」と回答している。	改正した。 コンプライアンスの徹底と意識の醸成を図ることも含めて、基本理念や行動指針について、主管支所等の訪問、会議・研修での訓示、法人内電子掲示板システムの掲示などあらゆる機会を通じて、役職員等に対して、周知し、浸透・定着を推進した。 人材育成の取組の方向性や研修体系及びキャリアパスを明確化した「ナスバ人材育成方針」に基づき、安全指導業務及び被害者援護業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、令和7年度において、産業カウンセラー資格（15名）を取得させ、介護職員初任者研修（20名）（旧ホームヘルパー2級）を受講させた。また、人材育成と職員等の資質向上を図るため、業務別専門研修として、基礎講習（31名）、第一種講師資格要件研修（20名）、ASKの飲酒運転防止インストラクター養成講座（31名）、第一種カウンセラー資格要件研修（24名）、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラーの教育・訓練（266名）、安マネ初級研修（16名）、安マネ中級研修（17名）、レベルアップ研修Ⅰ（6名）、レベルアップ研修Ⅱ（12名）、会計事務研修等（27名）を受けさせた。業務別専門研修を受講後に、安全マネジメント関係業務に携わる職員は、認定セミナーにおける講義や企業への講師派遣を実施し、受	
--	--	--	--	---	--	--

				① 個別育成プログラムによる人材育成の推進 育成対象者自らが「ビジネスマインド面」、「実務能力面」、「管理能力面（管理職のみ）」の各項目について振り返りシートを作成した上、当該育成対象者は、必要な項目を深堀する個別面談を実施した。個別面談後に面談記録・育成方針を検討し、個別の状況を踏まえた育成計画により、OJT 等を実施し、若手職員から管理職までの人材育成の強化を図った。 ② 管理職強化を図るための取組の実施 ・組織運営に重要な役割を担う支所長のリーダーシップとマネジメント力強化を図るため、「支所長マニュアル」を研修資料として、令和 7 年 4 月に新任支所長等に対して、支所運営に必要なスキル、知識の習得を図るための新任支所長等マネジメント研修を実施した。また、理事長自らが令和 7 年 4 月に全主管支所長に対して、主管支所長の役割を認識させ、マネジメント力向上等を図るための主管支所長研修を実施した。 ・引き続き、主管支所長等会議及び全国支所長等会議において、「コンプライアンスの重要性」、「コンプライアンス違反の事例と組織への影響」、「管理職ができるコンプライアンス違反の防止対策」などを議題としたコンプライアンスに関する研修を実施した。 ・支所長は支所長マニュアルを利用し、支所運営に役立てているところである。令和 7 年度も、同マニュアルの見直しを図るために、支所長を対象にアンケートを実施し、今後の同マニュアルの利用・活用の推進や内容の改善等に役立てることを目的として、令和 8 年 3 月に支所長マニュアルを一部改正した。 7) 引き続き、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。 8) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実をより一層推進するため、取得期間について7月から9月までを6月から10月へ、取得日数について3日から5日へ拡充した。 9) 職員が妊娠・出産・育児・介護のために利用できる両立支援制度に加えて、人事担当者や職場の上司の配慮事項などをまとめた「妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み	講者から一定の評価を得られたことから、職員の資質の向上に寄与する研修が実施できた。さらに、地方機関において職員等のコンプライアンスの徹底・人材育成の役割を担う主管支所次長が、人材育成の強化を目的として、管内職員の要望を踏まえ、冬道安全運転講習、産業カウンセラー試験対策、適性診断業務基礎研修など様々な研修を実施し、職員の力量向上を図った。また、「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を掲げるナスバの職員として、航空事業者の安全教育施設を見学し、航空モードにおける安全文化の重要性を理解し、ナスバが対象とする自動車モードへの安全対策にも活かせるよう、職員の意識と力量の向上を図った。研修を受講した職員からは「有意義な時間を過ごすことができた」「実りある研修であった」など研修への満足度が高かった。 新規採用職員、スタッフ、中堅職員及び管理職員に対して、引き続き、階層別研修で学ばせた。令和7年度の階層別研修について、研修プログラムの改善、研修資料のペーパーレス化、チャット形式を活用した講義を取り入れるなどの見直しを行った。その結果、講師と受講者が双方向に対話できる講義が有意義であったとの声を確認した。 上記の取組については年	
--	--	--	--	--	--	--

				を加速した。 10) 産業カウンセラー資格取得を促進するため、本部が知識向上に繋がる資料等を準備して周知するとともに、各職場において、自己研鑽しやすい環境を整備する等した結果、令和7年度において、新たに15名が産業カウンセラー資格を取得した。産業カウンセラー資格を取得した職員は、本部等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。 また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）においても、新たに20名が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。 11) 職員等の資質向上を図るため、以下の業務別専門研修及び階層別研修を実施した。 ① 指導講習業務における講師の育成強化 ・第一種講師※1に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格者証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を31名に受講させた。 ・運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師を育成するため、20名に対して第一種講師資格要件研修を実施した。 ・飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が身体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK※2の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を31名に受講させ、育成強化を図った。 ※1 第一種講師：（基礎、一般）基礎及び一般講習について講義できる講師 ※2 ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称 ② 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化 ・初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー※3を養成するため、24名に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー※4 266名に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。	度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価としたものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、必要に応じた研修カリキュラムの見直し等を行いながら、職員等の資質の向上及び育成を行う。また、必要に応じて「ナスバ人材育成方針」を改訂し、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進する。	
--	--	--	--	---	---	--

					※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者） ※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者（第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者） ③ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応 ・認定セミナー※5の講師を養成するため、安マネ初級研修を主管支所が実施主体となり、16名に対して実施した。 ・運送事業者へのコンサルティング業務及び講師派遣等を行うこととなる第一種コンサルタントを養成するため、以下の研修を実施した。 - ア 安マネ中級研修：17名 - イ レベルアップ研修Ⅰ：6名 - ウ レベルアップ研修Ⅱ：12名 ・安全評価員※6が運輸安全マネジメント評価業務を実施する際に、近隣支所の職員を対象に自動車運送事業者の課題や取組の事例等について知識を獲得する機会を設けられるよう、7支所、計7名に対して立会でのOJTを実施した。 ※5 認定セミナー：民間機関等が実施する運輸安全マネジメントセミナー等において、一定の基準を満たし、運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に有効であると国土交通省が認定したセミナー ※6 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者） ④ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組 ・被害者の気持ちの理解 被害者の気持ちを理解することは、ナスバ職員として必要不可欠であることから、令和7年度の被害者支援専門員（コーディネーター）第Ⅱ種養成研修において、被害者団体の外部講師による体験談の講義を実施した。 ・専門研修の実施 各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故	
--	--	--	--	--	--	--

					対策事業推進員のほか、職員等を対象として実施し、専門知識の共有を図った。 また、令和４年３月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進めるとともに、コーディネーターに第Ⅰ種と第Ⅱ種の種別を設け、より高い知識を有する第Ⅱ種コーディネーターの養成にも積極的に取り組んでいる。 ・「被害者援護促進の日」の活用 組織として被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員等を対象とした被害者援護業務関係勉強会を主管支所で実施した。 ⑤ 会計事務の基礎知識等の養成 経理事務に携わる職員 27 名に対して、会計事務研修を実施し、不正行為防止の心構え及び会計事務の基礎知識等の習得を図った。 ⑥ 職員の要望を踏まえた研修 地方機関において職員のコンプライアンスの徹底・人材育成の役割を担う主管支所次長が、人材育成の強化を目的として、管内職員の要望を踏まえ、冬道安全運転講習、産業カウンセラー試験対策、適性診断業務基礎研修など様々な研修を実施した。また、「めざすのは、自動車事故ゼロの社会。」を掲げるナスバの職員として、航空事業者の安全教育施設を見学し、航空モードにおける安全文化の重要性を理解し、ナスバが対象とする自動車モードへの安全対策にも活かせるよう、職員の意識と力量の向上を図った。研修を受講した職員からは「有意義な時間を過ごすことができた」「実りある研修であった」など研修への満足度が高かった。 ⑦ 階層別研修の実施 新規採用職員、スタッフ、中堅職員（チーフ、アシスタントマネージャー）及び管理職員（マネージャー、支所長、主管支所長）に対して、引き続き階層別研修を実施し、職員の資質向上を図るほか、コンプライアンスや人材育成に関する事例等を題材に職員が自ら考えるタイプの研修を実施し、コンプライアンスの重要性や階層別の役割、ナスバ職員としての責任・権限のあり方など理解を深めた。また、令和７年度の階層別研修について、研修プログラムの改善、研修資料のペーパー	
--	--	--	--	--	---	--

					レス化、チャット形式を活用した講義を取り入れるなどの見直しを行った。その結果、講師と受講者が双方向に対話できる講義が有意義であったとの声を確認した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4－4	自動車事故対策に関する広報活動		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な 情報
	広報活動件数	－	2,274 件	2,352 件	2,677 件	4,953 件	6,359 件		
	ナスバホームページ アクセス件数	－	582 万件	557 万件	523 万件	614 万件	801 万件		
	SNS（Facebook）の 閲覧件数	－	14,776 件	18,074 件	23,319 件	22,696 件	82,095 件		
	SNS（X(旧 Twitter)） の閲覧件数	－	－	277,769 件	415,699 件	374,203 件	293,782 件		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNS など広く国民に知ってもらうための取組を中心として効果的に広報活動を行う。 さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務	機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施します。 これまで実施してきた広報活動における好事例等のポイントを集約・解説した広報ガイドラインを作成し、組織内において水平展開することによって、ノウハウの活用を図り、広	機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、本部・支所が一体となった広報活動を積極的に実施します。 これまでの広報活動により蓄積された好事例等のノウハウやポイントをもとめた広報ガイドラインを活用しつつ、テレビ・新聞・ラジオ等のメ	<主な定量的指標> なし <その他の指標> ・広報活動件数 ・ナスバホームページアクセス件数 ・SNS (Facebook) の閲覧件数 ・SNS (X) の閲覧件数 <評価の視点> ・自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務を広く国民に知ってもらうため、本部・支所が一体となり、関係機関と連	<主要な業務実績> 1) ナスバの広報活動の強化 令和7年度においても、ナスバの業務を幅広く周知するため、本部と全国の支所が一丸となってメディア等の関係者との関係づくりに取り組むとともに、各支所において、地方自治体や警察、メディア等の関係機関が開催する各種イベント（302 件）に参画するなどして、ナスバが実施している被害者支援、安全指導、自動車アセスメントに関する広報活動を実施した。 また、本部においては、ナスバ業務への訴求効果をより高めるためのコンテンツ作成や SNS 発信等、ナスバにおける広報活動のベースとなる取組を実施し、支所においては、国土交通省との連携により、各地方 TV 局の報道番組への出演（計 9 局・延べ 16 分 10 秒にわたり出演）や報道番組内での業務紹介（（計 42 局・延べ 32 分 52 秒にわたり放映）を行うとともに、各地域におけるイベント参加を通じてナスバ業務の周知を行った。 さらに、ナスバ業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを全国の支所で掲示するとともに、リーフレットを広報イベント	<評定と根拠>評定：A 全国組織である強みを活かし、ナスバちゃんを活用した広報展開、メディア発信等を通じて自動車損害賠償保障制度及びナスバ業務に係る広報活動を着実に実施した結果、SNS 広告については約 6,000 万回の総インプレッションと 1,043 万回超の動画再生回数を達成した他、ナスバホームページへのアクセス数については令和6年度末と比較し 130%を超え、X（旧 Twitter）についてもフォロワー数が令和6年度末と比較し 141%を超える成果となり、幅広い層へナスバの周知を図ることが		

	等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。 とりわけ、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようホームページや SNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。	報活動の質の向上を図るとともに、関係機関に対し、全国均一の働きかけを推進します。 交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動に加えて、SNS の効果的な運用、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動等を積極的に実施し、さらに、当機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、当機構の認知度のさらなる向上に積極的に努めます。 特に、被害者支援の啓発のため、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。	ディアを活用した広範な広報活動の一層の充実を推進します。 また、交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動や被害者団体等との連携、SNS の発信強化等を実施するとともに、機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、機構の認知度向上を積極的に図ります。 自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、自動車事故被害者の有効な情報経路の調査・分析を行うとともに、ホー	携し、積極的かつ効果的な広報活動を行っているか。 - 被害者支援の啓発のために、自動車事故被害者の置かれた実態を広く周知する取組を行っているか。 - 被害者支援業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、関係機関と連携した周知活動を積極的に行っているか。	等で配布し、同制度の周知を図った。 本部においては、ナスバの業務をより身近にわかりやすく訴求し、ナスバへの関心を高めるため、マスコットキャラクターである「ナスバちゃん」の可愛い姿を活かした広報コンテンツの作成に加え、より効果的な広報媒体による発信を行った。具体的には、人気アニメコンテンツ「鷹の爪」とのコラボアニメを含むメディア CM や各種イベント等で使用可能な「ナスバちゃん」を活用したアニメ業務紹介動画（計 8 本）や 4 コマ漫画等を作成し、SNS 広告 (TVer、YouTube、X、Meta (特に Facebook))、ラジオ広告 (radiko) 及びデジタルサイネージ (NEXCO (高速道路 SA/PA) 59 箇所、イオンモール 16 箇所) による放映等のほか、インフルエンサーによる SNS 広告動画作成を初めて行う等、ターゲットに応じた効果的な広告媒体を活用することで、幅広い層に対してナスバの周知を図った。この結果、特に波及性の高い SNS 広告については、令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月までの期間で、総インプレッション数は 58,768,715 回、動画再生回数は 1,043 万回超を達成した。また、継続的な広報活動を行っていく観点から、各種メディア広告やイベント等でナスバや「ナスバちゃん」に関心を持っていた先の受け皿として、ナスバ HP 上に「ナスバちゃんのお部屋」を新たに構築し、当該ページを入口としてナスバの業務がわかりやすく伝わるようアプローチの工夫を行った。このほか、本部自ら案件調整を行い各種イベントに参加するとともに、ゆるキャラ日本一を決めるグランプリ「ゆるバース」にナスバちゃんを初参加させ、全国で投票を呼びかける (299 キャラクター中 18 位) 等、ナスバちゃんをきっかけとしてナスバを認知してもらう取組を積極的に実施した。 仙台主管支所では、国民に広く周知するツールとして最も有効であるテレビ局等メディアと連携した取組として、khb 東日本放送 (テレビ朝日系列) 主催の「あすとつながるぐりりパーク」や仙台放送 (フジテレビ系列) 主催の「みやぎ元気まつり」にブース出展するとともに、ナスバブースから生中継により出演することで幅広い層へのナスバ PR を行った。 また、新潟主管支所では、ナスバ業務 (被害者援護業務) との親和性のあるテレビ新潟 (日本テレビ系列) が主催する「24 時間テレビ」のチャリティーブースに、令和 6 年度に引き続き出展しナスバ業務の周知活動を実施した。また、チャリティーブースへの出展に加え、24 時間テレビ放送前に CM (当該イベントの告知) 12 本、当該イベント開催期間中に CM (ナスバの業務に関する内容) 15 本が放送されたことにより相乗効果が発揮され、波及効果のある広報活動を展開した。なお、当該イベント等を通じて構築した関係性に基づき、令和 7 年 4 月には、テレビ新潟にて 12 分弱の特集が報道されており (「～	できた。各支所においても、地域の特性を活かした様々なイベントに参加するとともに、積極的なメディアへの働きかけによって、多くのテレビ局等に取り上げられ、交通事故被害者への支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に発信する取組を行ったことで、ナスバ業務の認知度の向上を図り、かつ、地域特性を活かした効果的な広報ができる体制の構築を進めることができた。 また、これら本部及び各支部の広報活動は予算効率化を図りつつ実施していることから、費用対効果の観点からも適切なものであると考えている。 さらに、被害者支援の啓発のため、ナスバギャラリーの設置、市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義や矯正展における広報活動を実施し、自動車事故被害者の置かれた実態について広く周知を図るとともに、被害者援護業務について、不知によりサービスが享受できないことがないよう、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等に加え、日弁連交通事故相談センター等に対して、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うなど、多くの機関と
--	--	---	--	---	--	---

		さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等、関係機関と連携した周知活動を積極的に行います。	ムページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等、関係機関と連携した周知活動を積極的に行います。	【特集】息子が自動車事故で寝たきりに被害者家族を支えながら「事故のない社会」を目指す団体とは」～)、地域メディアと密に連携した広報を実施した。 さらに、名古屋主管支所では、名古屋テレビ(通称「メ〜テレ」。テレビ朝日系列)と連携し、メ〜テレ主催のイベントへの参加(計2回)やメーテレ番組内でのCM放送(9月から8週にかけて毎週木曜日放送)、メ〜テレ番組「ドデスカ+」内でのナスバ取材という、年度を通したパッケージでの取組を行うことで、単発実施に比べ費用対効果の高いメディア連携広報を実施した。 広島主管支所では、プロサッカーチームJ1サンフレッチェ広島との連携によるイベントとして、「エディオンピースウイング広島」にて、スタジアム内のコンコースに設置されたデジタルサイネージによりイベントの告知画像を投影するとともに、試合当日においてもハーフタイムにスタジアム内の大型スクリーン(観客数約2万6千人)において、被害者支援のPR動画放映による周知活動を行った。このイベントの開催に当たっては、当該チームのHPや公式X(フォロワー数24.8万)にイベントの告知を実施していただいたことに加え、サンフレッチェ広島とのコラボグッズを作成し、試合当日に配布することにより、ナスバブースへの誘引をすることによりナスバ業務の認知度向上を図った。これにより、当該プロサッカーチームとの有機的な連携が実現し、SNSも含め今後も連携して広報を推進する体制の構築を進めた。 長野支所では、千曲バス株式会社、上田市公共交通活性化協議会と連携し、上田西高等学校において校外との繋がりを大切にするための学びの場として実施されている「上田西高校学びプロジェクト」の一環として、「交通安全」に関する講座(交通の安全・安心に向けて私たちにできること～自動車事故ゼロの社会を目指して～)を実施した。地域の行政、事業者、教育機関と連携することで、通常のイベント参加とは異なるアプローチによる、地域に根付いた広報を実現することができ、テレビ信州のニュースにも取り上げられるなど、取組の効果が認められた。 福岡主管支所では、20年以上の歴史のある国際車いすバスケットボール大会「北九州チャンピオンズカップ」の協賛団体として大会を通じてナスバのPRを行った(来場者数約8,200人)ほか、大阪主管支所でも「国際親善女子車いすバスケットボール大会」に協賛し、ナスバのPRを行った(来場者数約8,300人)。両大会ともナスバ介護料受給者を含めた自動車事故被害者が参加しており、パラスポーツというナスバ業務と親和性の高い広報活動を行うことができた。	の連携を強化し、広報活動をより推進することができる体制が構築された。なお、積極的な広報活動の結果、日弁連交通事故相談センターの弁護士からの紹介でナスバ療護施設の入院につながるなど、令和7年度の療護施設の入院患者数は、前年度の74名を大きく上回る98名となった。 上記の取組については、年度計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。 ＜課題と対応＞ 引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し、戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施することによって、ナスバの認知度向上に努める。 また、引き続き、ナスバギャラリーの設置や市原刑務所における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施などによる被害者支援の啓発のための活動や、被害者支援業務について、支援を要する自動車事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知活動などにより、不知によりサービスが享受できないことがないよう、積極的な周知活動等に努める。	
				2) 全国交通安全運動でのPR活動		

				全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参加し、被害者支援、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。 3) 自動車運送事業者等に対する自動車事故被害者の実態の周知 ナスバ安全マネジメントセミナーや指導講習等の安全指導業務において、自動車事故の被害者・遺族団体と連携し、以下のとおり自動車運送事業者等に対して自動車事故被害者の置かれた実態について広く周知を図った。 4) ナスバギャラリーの設置 自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵画・書道等の創作品を展示する「ナスバギャラリー」を支所内に設置し、被害者援護業務に関する広報活動を実施した。さらに、一部の支所においては、広報イベントにナスバギャラリーを設置するほか、リニューアルしたナスバギャラリーを活用して、広報活動を実施した。 また、一般社団法人日本自動車会議所の協力を得て、出張方式の「ナスバギャラリーIN 東京」（日本自動車会館）を開催した。開催期間中（令和7年12月1日～令和7年12月5日）は、多数の報道機関から取材があり、認知度向上に寄与した。来場者（延べ363人）に対しては、自動車事故被害者（療護施設入院患者含む）の作品を紹介するとともに、ナスバ被害者援護業務紹介リーフレットを配布した。観覧者からは、「母は編み物をやっております。楽しそうに作品に取り組んでいる姿が伺えます。（作者の娘さん姉妹）」「毎年観に来ています。作品をもっとたくさんの方々に観てもらえるといいですね。」「作品を観ていると、描いてくれた子供たちが健やかにあってほしいと思います。」等の感想があり、自動車事故被害者への支援の必要性や安全への意識の醸成に寄与した。 5) 市原刑務所（交通事犯受刑者を収容している施設）における「被害者の視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施 令和8年2月、市原刑務所で受刑者に対する更正プログラムの一環として講義を実施した。この講義は、「自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる」ことを目的として、安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や訪問支援等で被害者と直に接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めたものであり、ナスバにし	
--	--	--	--	---	--

				かできない講義として、平成 27 年度から継続的に実施し、功績を高く評価されている。 6) 市原刑務所で開催された「市原矯正展」における広報 令和 7 年 11 月に市原刑務所で開催された「市原矯正展」(来場者：約 1,300 名)にナスバブースを出展し、来場者に対してナスバギャラリーを活用した交通事故防止の啓発とナスバの被害者援護業務に関する広報活動を実施した。 7) 地方自治体等への訪問等、関係機関と連携した周知活動 被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、支援を要する事故被害者に必要な情報を確実に届ける「アウトリーチ」を意識した周知を行うため、地方自治体、警察、損害保険会社、医療機関等への訪問等を行い、被害者援護業務の周知依頼を実施した。 8) 医療機関と連携した広報 全国の医療ソーシャルワーカーを会員とする公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会（会員数：約 5,600 名）主催の三重で開催された全国大会においてブースを出展し、ナスバの被害者援護業務の認知先として多くを占めるソーシャルワーカーに対して、支援を必要とする対象者へ情報を届けてもらえるよう案内を実施するとともに、被害者援護業務紹介リーフレット・チラシを配布して周知活動を実施した。 9) 日弁連交通事故相談センターと連携した広報 令和 7 年 7 月、自動車事故被害者の相談を受ける日弁連交通事故相談センターの担当弁護士向けの研修（約 230 名参加）において、ナスバの被害者支援制度に関する取組を紹介する講義を実施した。 また、同センターとナスバで更なる制度の周知を図るため、双方のリーフレットを全国にある同センター各支部とナスバ各支所に備え置き、地域レベルでも連携した広報活動を展開した。 10) 国土交通省政策レビューへの対応 さらなる自動車事故被害者等への情報提供の充実のため、国土交通省の政策レビュー（自動車事故被害者支援・救済の周知促進）に対応し、調査結果を通じて把握した課題について新規介護料受給者へのアンケート内容を変更し情報経路を詳細に分析した。 11) 交通事故被害者サポート事業（警察庁主催）への参画		
--	--	--	--	--	--	--

				警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、地方自治体、被害者支援団体等）による交通事故被害者サポート事業に参画し、交通遺児等のニーズを把握するとともに、以下の取組に相談窓口等関係者として参画した。 ・全国を対象とした「自助グループ運営・連絡会議」（令和7年10月24日：オンライン配信で開催）に参画した。 ・岩手県、青森県、秋田県の関係団体を対象とした「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」（令和7年12月2日：岩手県で開催）に参画した。また、全国を対象とした「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（令和7年12月2日：岩手県、オンライン配信で開催）に参加した。 ＜参考＞交通事故被害者サポート事業について 交通事故被害者等が回復に向けて歩み出すことができる環境を醸成するため、警察庁が主体となって以下の事業を実施。 ① 交通事故被害者等支援に関する意見交換会 被害者支援に携わる関係者が事例紹介や意見交換等を行うことによって、関係者間の連携強化、支援業務の充実を図る。（体制：支援に携わる専門家、遺族、自治体等） ② 自助グループ運営・連絡会議 専門家による被害者支援に関する講演、被害者による事例紹介や意見交換等を行うことによって、被害者の回復のための自助グループ活動を促進。（体制：被害者支援センター、被害者団体等） ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム 交通事故で家族を亡くした子供の支援について、専門家による講演や遺族体験談の発表等を通じて、保護者等の関係者に必要な情報を発信。		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし